

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (32/45)

火災区域 (区画) 番号	火災区域(区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m ²]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	ガスモニタサンプリング盤 室	1	3		3.3	36.6	1	0	0	1	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	3		3.3	53.0	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						2	1	0	1	—	4	3	0	1	—	0	0	0	0	—
	AB主蒸気主給水管室	1	3		7.3	120.0	2	1	0	1	○	5	1	0	4	○	0	0	0	0	—	
		2	3		7.3	120.0	2	1	0	1	○	5	0	0	5	○	0	0	0	0	—	
		3	3		7.3	176.8	3	0	0	3	○	6	0	0	6	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						7	2	0	5	—	16	1	0	15	—	0	0	0	0	—
	原子炉補助建屋 通路1	1	3		3.3	60.0	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	3		3.1	60.0	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]						2	2	0	0	—	4	2	0	2	—	0	0	0	0	—
	原子炉補助建屋 通路2	1	3		3.3	16.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	3		3.0	20.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	3		2.9	156.6	3	1	0	2	○	5	1	0	4	○	0	0	0	0	—	
		4	3		3.0	34.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		5	3		3.0	88.1	2	1	0	1	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						8	2	0	6	—	11	2	0	9	—	0	0	0	0	—
	C主蒸気主給水管室	1	3		7.9	210.0	3	0	0	3	○	7	2	0	5	○	0	0	0	0	—	中間床含む
		2	3		4.2	46.4	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	3		—	132.8	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	屋上
		4	3		—	37.2	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	屋上
		設置合計数[個]						4	1	0	3	—	9	3	0	6	—	0	0	0	0	—
	原子炉補助建屋 通路	1	3		3.1	60.0	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]						1	1	0	0	—	2	1	0	1	—	0	0	0	0	—
	燃料取扱室排気ファ ン・フィルタユニ ット 室	1	3		6.6	240.8	4	2	0	2	○	10	3	0	7	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						4	2	0	2	—	10	3	0	7	—	0	0	0	0	—
	使用済燃料ピット、新 燃料貯蔵庫	1	3		8.2	32.9	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	1	0	0	1	○	
		2	3		7.8	60.0	1	1	0	0	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	—	
		3	3		23.0	1216.3	34	10	0	24	I	6	5	0	1	I	18	0	0	18	I	
		設置合計数[個]						36	11	0	25	—	9	6	0	3	—	19	0	0	19	—

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (33/45)

火災区域 (区画) 番号	火災区域(区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m ²]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	格納容器排気ギャラリ	1	3		7.2	263.4	5	1	0	4	○	18	1	0	17	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]					5	1	0	4	—	18	1	0	17	—	0	0	0	0	—	
	RCPモータ点検室	1	3		12.1	101.1	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	2	0	0	2	○	
		設置合計数[個]					2	0	0	2	—	0	0	0	0	—	2	0	0	2	—	
	安全補機室空気浄化フィルタユニット室	1	3		3.7	56.8	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	—	1	1	0	0	—	0	0	0	0	—	
	非常用エアロック他	1	3		3.9	26.5	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	3		3.8	26.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	3		3.8	16.7	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		4	3		3.8	30.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		5	3		7.6	202.3	3	2	0	1	○	10	2	0	8	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]					7	4	0	3	—	14	3	0	11	—	0	0	0	0	—	
	F階段	1	3		—	17.5	0	0	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	階段
		2	3		—	17.5	0	0	0	0	○	0	0	0	0	○	0	0	0	0	—	階段 中間階
		3	3		—	17.0	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	階段
		4	3		—	17.0	0	0	0	0	○	0	0	0	0	○	0	0	0	0	—	階段 中間階
		5	3		—	16.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	階段
		6	3		—	5.7	0	0	0	0	○	0	0	0	0	○	0	0	0	0	—	階段 中間階
		7	3		—	5.7	0	0	0	0	○	0	0	0	0	○	0	0	0	0	—	階段 中間階
		8	3		—	16.4	0	0	0	0	○	0	0	0	0	○	0	0	0	0	—	階段 中間階
		9	3		—	11.1	2	1	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	階段
		設置合計数[個]					4	2	0	2	—	4	0	0	4	—	0	0	0	0	—	
	A・非常用ディーゼル発電機室	1	4		3.4	29.9	2	0	0	2	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		2	4		3.3	46.9	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	4	0	0	4	○	
		3	4		8.0	215.6	5	1	0	4	C	9	1	0	8	D	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					8	2	0	6	—	12	2	0	10	—	4	0	0	4	—	
	B・非常用ディーゼル発電機室	1	4		3.4	29.9	2	0	0	2	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		2	4		3.3	46.7	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	4	0	0	4	○	
		3	4		8.0	211.7	5	1	0	4	C	9	1	0	8	D	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					8	2	0	6	—	12	2	0	10	—	4	0	0	4	—	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (34/45)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m ²]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	海水管室	1	4		5.1	457.5	7	6	0	1	○	16	12	0	4	○	0	0	0	0	—	
		2	4		5.2	70.2	2	0	0	2	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	—	
		3	4		5.3	81.4	2	0	0	2	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						11	6	0	5	—	22	14	0	8	—	0	0	0	0	—
	電動補助給水ポンプ、空 調用冷凍機室	1	4		5.1	22.7	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	4		5.1	629.4	9	8	0	1	○	21	4	0	17	D	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						10	9	0	1	—	22	5	0	17	—	0	0	0	0	—
	廃液蒸留水タンクポンプ 室(3・4号機共用)	1	4		5.1	49.2	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						1	1	0	0	—	2	1	0	1	—	0	0	0	0	—
	タービン動補助給水ポン プ室	1	4		5.1	30.0	1	1	0	0	○	2	0	0	2	D	0	0	0	0	—	
		2	4		7.3	14.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						2	1	0	1	—	3	0	0	3	—	0	0	0	0	—
	放管機材室 (3・4号 機共用)	1	4		6.3	52.6	1	0	0	1	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	—	
		2	4		3.5	35.9	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	4		2.5	51.7	1	1	0	0	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]						3	2	0	1	—	7	2	0	5	—	0	0	0	0	—
	A充電器室	1	4		3.5	35.4	1	0	0	1	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	4		3.5	39.9	1	1	0	0	○	2	1	0	1	D	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						2	1	0	1	—	4	3	0	1	—	0	0	0	0	—
	B充電器室	1	4		3.5	35.2	1	0	0	1	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	4		3.5	39.8	1	1	0	0	○	2	0	0	2	D	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						2	1	0	1	—	4	2	0	2	—	0	0	0	0	—
	原子炉補機冷却水冷却 器室	1	4		6.5	574.0	15	9	0	6	○	35	4	0	31	D	0	0	0	0	—	
		2	4		2.5	182.3	4	1	0	3	○	18	1	0	17	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						19	10	0	9	—	53	5	0	48	—	0	0	0	0	—
	安全補機開閉器室空調 装置室	1	4		6.3	352.5	7	6	0	1	○	16	6	0	10	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						7	6	0	1	—	16	6	0	10	—	0	0	0	0	—
	中間建屋 通 路	1	4		6.2	46.3	2	1	0	1	○	4	1	0	3	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						2	1	0	1	—	4	1	0	3	—	0	0	0	0	—

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (35/45)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m ²]	感知器台数															備考	
							煙感知器					熱感知器					炎感知器						
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認		
	A安全補機開閉器室	1	4		6.8	271.0	6	5	0	1	○	22	3	0	19	D	0	0	0	0	—		
								6	5	0	1	—	22	3	0	19	—	0	0	0	0	—	
	B安全補機開閉器室	1	4		6.8	269.3	6	5	0	1	○	22	3	0	19	D	0	0	0	0	—		
								6	5	0	1	—	22	3	0	19	—	0	0	0	0	—	
	原子炉コントロールセンタ 室	1	4		6.8	158.3	4	3	0	1	○	17	2	0	15	D	0	0	0	0	—		
		2	4		6.8	28.3	1	1	0	0	C	3	0	0	3	D	0	0	0	0	—		
								5	4	0	1	—	20	2	0	18	—	0	0	0	0	—	
	中央制御室空調装置室	1	4		10.4	365.5	10	2	0	8	○	24	1	0	23	○	6	0	0	6	○		
		2	4		6.3	94.1	2	0	0	2	○	11	0	0	11	○	0	0	0	0	—	中間床	
		3	4		3.4	1104.7	28	1	0	27	○	84	1	0	83	○	0	0	0	0	—	中間床 ダクトエリア	
								40	3	0	37	—	119	2	0	117	—	6	0	0	6	—	
	ディーゼル発電機室給気 ファン室	1	4		3.2	17.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—		
		2	4		8.8	37.0	3	0	0	3	○	0	0	0	0	○	2	1	0	1	○		
		3	4		5.7	16.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—		
		4	4		5.7	16.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—		
		5	4		8.8	37.2	3	0	0	3	○	0	0	0	0	○	2	1	0	1	○		
		6	4		5.7	17.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—		
							10	0	0	10	—	4	0	0	4	—	4	2	0	2	—		
	主給水制御弁室	1	4		10.0	174.9	3	0	0	3	○	2	0	0	2	○	5	0	0	5	○		
							3	0	0	3	—	2	0	0	2	—	5	0	0	5	—		
	アニュラスエリア	1	4		—	218.6	34	12	0	22	J	9	7	0	2	J	70	0	0	70	J	アニュラス展開図に記載	
							34	12	0	22	—	9	7	0	2	—	70	0	0	70	—		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (36/45)

火災区域 (区画) 番号	火災区域(区画)名称	感知 区画 号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m ²]	感知器台数															備考								
						煙感知器					熱感知器					炎感知器													
						必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認									
		1																									欠番		
		2																										欠番	
		3																										欠番	
		4	4		7.0	52.6	1	0	0	1	I		2	0	0	2	I		0	0	0	0					—	インコアモニタチェス 高線量	
		5	4		6.0	496.7	11	4	0	7	○		17	1	0	16	○		0	0	0	0					—		
		6	4		6.0	411.9	7	7	0	0	○		23	1	0	22	D		0	0	0	0					—	中間床	
		7	4		6.0	331.1	3	3	0	0	I		9	9	0	0	I		0	0	0	0					—	ループ室	
		8	4		4.2	11.7	1	0	0	1	C		1	0	0	1	○		0	0	0	0					—	再生熱交換器	
		9	4		6.0	611.1	13	12	0	1	○		36	8	0	28	D		0	0	0	0					—		
		10	4		2.8	333.3	0	0	0	0	I		14	0	0	14	I		0	0	0	0					—	中間床 ループ室	
		11	4		6.5	242.8	6	0	0	6	I		9	6	0	3	I		0	0	0	0					—	ループ室	
		12	4		6.0	31.8	0	0	0	0	I		1	0	0	1	I		0	0	0	0					—	加圧器室	
		13	4		7.6	5.3	1	0	0	1	C		1	0	0	1	D		0	0	0	0					—		
		14	4		7.0	629.3	16	10	0	6	C		31	7	0	24	D		0	0	0	0					—		
		15	4		3.5	251.3	0	0	0	0	—		0	0	0	0	—		9	0	0	9				J	SG		
		16	4		2.2	30.8	0	0	0	0	I		0	0	0	0	I		0	0	0	0				—	加圧器室		
		17	4		—	884.1	21	16	0	5	J		16	16	0	0	J		17	0	0	17				J	オペフロ		
		18	4		12.0	122.6	0	0	0	0	—		2	2	0	0	J		9	0	0	9				J	SG		
		19	4		2.2	25.8	0	0	0	0	I		1	0	0	1	I		0	0	0	0				—	加圧器室		
		20	4		—	122.6	0	0	0	3	J		0	1	0	0	J		18	0	0	18				J	SG		
		21	4		—	45.6	0	0	0	1	J		2	2	0	1	J		0	0	0	2				J	加圧器室		
		22	4		—	121.9	0	0	0	0	—		1	1	0	0	J		12	0	0	12				J	SG(頂部)		
		23	4		—	34.6	0	0	0	0	—		0	0	0	0	—		0	0	0	3				J			
							設置合計数[個]						80	52	0	32	—		166	54	0	114	—		65	0	0	70	—

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (37/45)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m ²]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
燃料取替用水タンク加熱器他		1	4		2.5	29.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	0	—
		2	4		2.5	23.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	0	—
		3	4		2.8	20.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	0	—
		4																				欠番
		5	4		2.8	19.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	0	—
		6	4		6.3	210.0	4	2	0	2	○	8	3	0	5	D	0	0	0	0	0	—
		7																				欠番
		8																				欠番
		9																				欠番
		10																				欠番
		11																				欠番
		12																				欠番
		13																				欠番
		14	4		3.3	49.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	0	—
		15																				欠番
		16																				欠番
		17	4		3.0	52.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	0	—
設置合計数[個]							10	2	0	8	—	14	3	0	11	—	0	0	0	0	—	
格納容器内制御用空気圧縮装置室他		1	4		7.3	54.9	2	1	0	2	○	3	0	0	3	○	0	0	0	0	—	
		2	4		7.3	33.5	1	1	0	0	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		3	4		7.3	31.5	3	2	0	1	○	3	0	0	3	○	0	0	0	0	—	
		4	4		6.4	27.2	2	2	0	0	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		5	4		6.3	119.7	2	1	0	1	○	4	0	0	4	○	0	0	0	0	—	
		6																				欠番
		7	4		6.3	120.0	2	2	0	0	○	5	2	0	3	○	0	0	0	0	—	
設置合計数[個]							12	9	0	4	—	19	2	0	17	—	0	0	0	0	—	
MGセット室		1	4		6.4	56.1	2	2	0	0	○	2	1	0	1	D	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]							2	2	0	0	—	2	1	0	1	—	0	0	0	0

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (38/45)

火災区域 (区画) 番号	火災区域(区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m ²]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	配管貫通部冷却ユニット トファン室・再循環弁 室	1	4		2.9	203.0	2	0	0	2	○	4	0	0	4	D	0	0	0	0	—	
		2	4		2.2	117.9	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					3	1	0	2	—	6	1	0	5	—	0	0	0	0	—	
	ほう酸ポンプ室及びほう 酸タンク室	1	4		7.8	172.5	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	タンク(地階)
		2	4		7.8	77.5	2	1	0	1	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	—	
		3	4																			欠番
		4	4		2.8	133.6	3	1	0	2	○	5	1	0	4	○	0	0	0	0	—	タンク(頂部) 1と同区画
		設置合計数[個]					5	2	0	3	—	8	2	0	6	—	0	0	0	0	—	
	1次系純水タンク室	1	4		14.0	107.1	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	タンク(地階)
		2	4		—	107.1	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	4	0	0	4	○	タンク(中間)
		3	4		—	107.1	3	1	0	2	○	1	1	0	0	○	4	0	0	4	○	タンク(頂部) 一部が'レーチング'
		設置合計数[個]					3	1	0	2	—	1	1	0	0	—	8	0	0	8	—	
	格納容器リークレート室	1	4		6.3	98.7	2	1	0	1	○	4	1	0	3	D	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					2	1	0	1	—	4	1	0	3	—	0	0	0	0	—	
	MGセット盤室	1	4		6.4	26.4	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	—	1	1	0	0	—	0	0	0	0	—	
	1次系補給水ポンプ室	1	4		7.9	22.7	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]					1	1	0	0	—	1	1	0	0	—	0	0	0	0	—	
	原子炉補助建屋 通路	1	4		2.8	58.8	2	1	0	1	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					2	1	0	1	—	2	1	0	1	—	0	0	0	0	—	
	制御棒制御盤室	1	4		6.4	100.3	3	3	0	0	C	4	1	0	3	D	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					3	3	0	0	—	4	1	0	3	—	0	0	0	0	—	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (39/45)

火災区域 (区画) 番号	火災区域(区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m ²]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	使用済燃料ピットポンプ 他	1	4		6.0	60.0	1	1	0	0	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	—	
		2																				欠番
		3	4		6.3	117.5	2	1	0	1	○	4	1	0	3	○	0	0	0	0	—	
		4	4		6.3	90.1	2	2	0	0	○	4	1	0	3	○	0	0	0	0	—	
		5	4		2.7	16.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		6	4		2.7	18.1	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		7																				欠番
		8	4		2.4	94.3	2	2	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		9	4		2.4	40.3	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		10	4		2.4	5.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					11	7	0	4	—	17	6	0	11	—	0	0	0	0	—	
	原子炉補助建屋 定期検倉庫	1	4		6.4	45.1	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	4		5.5	22.3	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		3	4		6.4	58.6	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					3	3	0	0	—	5	5	0	0	—	0	0	0	0	—	
	A及びBアニュラス空気浄 化ファン・フィルタユニット 室	1	4		6.5	28.3	1	2	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	4		5.8	41.9	2	1	0	1	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	4		6.5	78.8	2	0	0	2	○	3	0	0	3	○	0	0	0	0	—	
		4	4		5.4	34.8	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		5	4		5.4	70.3	2	2	0	0	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	—	
		6	4		5.5	41.9	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		7	4		5.4	6.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					10	7	0	4	—	14	5	0	9	—	0	0	0	0	—	
	ほう酸注入タンク室	1	4		6.3	30.0	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]					1	1	0	0	—	2	1	0	1	—	0	0	0	0	—	
	原子炉補助建屋 通路2	1	4		2.5	75.9	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	4		2.9	120.0	1	0	0	1	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					2	1	0	1	—	4	1	0	3	—	0	0	0	0	—	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (40/45)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m ²]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	ほう酸注入循環ポンプ 室他	1	4		2.6	114.2	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	4		2.7	78.4	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	4		2.7	120.0	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		4	4		2.7	117.3	1	0	0	1	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	中間床
		5	4		3.0	74.0	1	0	0	1	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	中間床
		6	4		3.0	102.5	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]						6	4	0	2	—	12	4	0	8	—	0	0	0	0	—
	原子炉補助建屋 通路	1	4		2.7	49.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	4		2.9	116.2	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	4		2.9	4.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		4	4		2.9	14.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						4	1	0	3	—	5	1	0	4	—	0	0	0	0	—
	使用済燃料ピットフィルタ 他	1	4		7.7	24.4	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	4		7.7	217.1	3	2	0	1	○	9	2	0	7	○	0	0	0	0	—	
		3	4		3.3	32.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	D	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						5	3	0	2	—	11	2	0	9	—	0	0	0	0	—
	原子炉補助建屋 通路3	1	4		7.7	27.5	1	1	0	0	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		2	4		7.7	13.2	1	0	0	1	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		3	4		7.6	50.1	1	1	0	0	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	—	
		4	4		3.5	34.7	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		5	4		3.5	2.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		6	4		3.5	54.4	1	1	0	0	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		7	4		7.2	30.0	1	0	0	1	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		8	4		2.8	74.7	1	1	0	0	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]						8	5	0	3	—	15	1	0	14	—	0	0	0	0	—
	放射線モニタ室	1	4		3.2	10.3	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		2	4		3.2	26.1	1	0	0	1	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	中間床
		3	4		3.2	88.9	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]						3	1	0	2	—	4	3	0	1	—	0	0	0	0	—

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (41/45)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m ²]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	ガスモニタサンプリング盤室	1	4		3.3	36.6	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	4		3.3	55.7	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						2	2	0	0	—	3	3	0	0	—	0	0	0	0	—
	BC主蒸気主給水管室	1	4		7.3	180.0	3	1	0	2	○	7	0	0	7	○	0	0	0	0	—	
		2	4		7.3	120.0	2	0	0	2	○	5	0	0	5	○	0	0	0	0	—	
		3	4		7.3	128.5	2	0	0	2	○	5	1	0	4	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						7	1	0	6	—	17	1	0	16	—	0	0	0	0	—
	原子炉補助建屋 通路1	1	4		3.3	60.0	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	4		3.1	60.0	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]						2	2	0	0	—	2	2	0	0	—	0	0	0	0	—
	原子炉補助建屋 通路2	1	4		3.0	25.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	4		3.9	151.5	2	1	0	1	○	3	1	0	2	D	0	0	0	0	—	
		3	4		3.0	15.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		4	4		3.0	35.0	1	0	0	1	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		5	4		3.0	87.6	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						6	2	0	4	—	8	3	0	5	—	0	0	0	0	—
	A主蒸気主給水管室	1	4		7.9	225.0	3	0	0	3	○	9	3	0	6	○	0	0	0	0	—	中間床
		2	4		4.2	46.1	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	4		—	132.8	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	屋上
		4	4		—	37.2	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	屋上
		設置合計数[個]						4	1	0	3	—	11	4	0	7	—	0	0	0	0	—
	原子炉補助建屋 通路	1	4		3.1	60.0	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]						1	1	0	0	—	1	1	0	0	—	0	0	0	0	—
	燃料取扱室排気ファン・フィルタユニット室	1	4		6.6	240.7	5	3	0	2	○	11	3	0	8	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						5	3	0	2	—	11	3	0	8	—	0	0	0	0	—
	使用済燃料ピット、新燃料貯蔵庫	1	4		8.2	32.9	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	1	0	0	1	○	
		2	4		7.8	60.0	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	4		23.0	1234.4	36	12	0	24	CJ	6	5	0	1	DJ	16	0	0	16	J	
		設置合計数[個]						38	13	0	25	—	8	6	0	2	—	17	0	0	17	—

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (42/45)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m ²]	感知器台数															備考	
							煙感知器					熱感知器					炎感知器						
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認		
	格納容器排気ギャラリ	1	4		7.2	263.0	5	1	0	4	C	18	1	0	17	D	0	0	0	0	—	中間床	
								5	1	0	4	—	18	1	0	17	—	0	0	0	0	—	
	RCPモータ点検室	1	4		12.0	101.1	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	2	0	0	2	○		
								2	0	0	2	—	0	0	0	—	2	0	0	2	—		
	安全補機室空気浄化 フィルタユニット室	1	4		3.7	57.0	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—		
								1	1	0	0	—	1	0	0	1	—	0	0	0	0	—	
	非常用エアロック他	1	4		3.8	16.7	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—		
			2	4		3.9	57.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	D	0	0	0	0	—	
			3	4		3.9	27.1	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
			4	4		3.0	201.5	3	3	0	0	○	10	2	0	8	○	0	0	0	0	—	中間床
									6	4	0	2	—	13	3	0	10	—	0	0	0	0	—
	G階段	1	4		—	17.5	0	0	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	階段	
			2	4		—	17.5	0	0	0	○	0	0	0	0	○	0	0	0	0	—	階段 中間階	
			3	4		—	17.1	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	階段
			4	4		—	17.1	0	0	0	0	○	0	0	0	0	○	0	0	0	0	—	階段 中間階
			5	4		—	16.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	階段
			6	4		—	5.7	0	0	0	0	○	0	0	0	0	○	0	0	0	0	—	階段 中間階
			7	4		—	5.7	0	0	0	0	○	0	0	0	0	○	0	0	0	0	—	階段 中間階
			8	4		—	16.4	0	0	0	0	○	0	0	0	0	○	0	0	0	0	—	階段 中間階
			9	4		—	11.1	2	1	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	階段
								4	2	0	2	—	4	0	0	4	—	0	0	0	0	—	
	海水ポンプ室(3・4号機 共用)	1	共用		—	—	0	0	0	0	—	6	6	0	0	K	8	8	0	0	K	屋外エリア、既工認からの設計変更なし	
			2	共用		3.5	285.2	4	4	0	0	○	6	4	0	2	○	0	0	0	0	—	
			3	共用		3.5	349.3	4	4	0	0	○	6	4	0	2	○	0	0	0	0	—	
								8	8	0	0	—	18	14	0	4	—	8	8	0	0	—	
	復水タンク室	1	3		17.8	199.0	0	0	0	0	—	3	3	0	0	○	2	2	0	0	○	屋外エリア、既工認からの設計変更なし	
								0	0	0	0	—	3	3	0	0	—	2	2	0	0	—	
	復水タンク室	1	4		17.8	199.0	0	0	0	0	—	3	3	0	0	○	2	2	0	0	○	屋外エリア、既工認からの設計変更なし	
								0	0	0	0	—	3	3	0	0	—	2	2	0	0	—	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (43/45)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m ²]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	燃料油貯油そうエリア (3 A)	1	3		-	-	0	0	0	1	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	-	危険物設備
		2	3		-	-	0	0	0	1	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	-	危険物設備
		設置合計数[個]						0	0	0	2	-	4	4	0	0	-	0	0	0	0	-
	燃料油貯油そうエリア (3 B)	1	3		-	-	0	0	0	1	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	-	危険物設備
		2	3		-	-	0	0	0	1	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	-	危険物設備
		設置合計数[個]						0	0	0	2	-	4	4	0	0	-	0	0	0	0	-
	燃料油貯油そうエリア (4 A)	1	4		-	-	0	0	0	1	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	-	危険物設備
		2	4		-	-	0	0	0	1	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	-	危険物設備
		設置合計数[個]						0	0	0	2	-	4	4	0	0	-	0	0	0	0	-
	燃料油貯油そうエリア (4 B)	1	4		-	-	0	0	0	1	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	-	危険物設備
		2	4		-	-	0	0	0	1	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	-	危険物設備
		設置合計数[個]						0	0	0	2	-	4	4	0	0	-	0	0	0	0	-
	A-SG保管庫(3・4号機共 用)	1	共用		8.3	578.9	12	0	0	12	C	0	0	0	0	○	48	0	0	48	○	
		2	共用		2.7	28.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	
		設置合計数[個]						13	0	0	13	-	1	0	0	1	-	48	0	0	48	-
	B-SG保管庫(3・4号機共 用)	1	共用		7.9	556.8	12	12	0	0	○	19	0	0	19	D	0	0	0	0	-	
		2	共用		2.5	27.4	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	
		設置合計数[個]						13	13	0	0	-	20	0	0	20	-	0	0	0	0	-

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (44/45)

火災区域 (区画) 番号	火災区域(区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m ²]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
[]	固体廃棄物固化処理 建屋	1	共用		5.3	119.3	2	2	0	0	○	4	0	0	4	○	0	0	0	0	—	
		2	共用		5.4	151.9	3	3	0	0	○	6	0	0	6	○	0	0	0	0	—	
		3	共用		5.4	164.8	3	2	0	1	○	6	2	0	4	○	0	0	0	0	—	
		4	共用		5.3	149.7	2	2	0	0	○	5	0	0	5	○	0	0	0	0	—	
		5	共用		2.5	84.2	5	1	0	4	○	7	5	0	2	○	0	0	0	0	—	
		6	共用		5.4	74.2	3	3	0	0	○	4	1	0	3	○	0	0	0	0	—	
		7	共用		5.3	65.5	1	1	0	0	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	—	
		8	共用		6.2	57.6	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		9	共用		2.2	7.4	1	0	0	1	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		10	共用		9.0	7.3	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	— 昇降装置	
		11	共用		5.3	56.5	3	2	0	1	○	3	2	0	1	○	0	0	0	0	—	
		12	共用		9.0	6.0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	— 昇降装置	
							5.3	13.0	1	1	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—
					設置合計数[個]		25	18	0	7	—	42	13	0	29	—	0	0	0	0	—	
[]	固体廃棄物処理建屋	1	共用		4.2	117.6	5	4	0	1	○	4	1	0	4	○	0	0	0	0	— B1F	
		2	共用		4.2	84.4	4	0	0	4	○	3	0	0	4	○	0	0	0	0	— B1F	
		3	共用		4.3	12.0	1	1	0	0	○	1	1	0	0	D	0	0	0	0	— B1F	
		4	共用		—	4.3	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	— B1F エレベータ	
		5	共用		5.5	18.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	— 1F	
		6	共用		5.5	204.3	6	4	0	2	○	10	1	0	9	D	0	0	0	0	— 1F	
		7	共用		9.0	235.4	10	7	0	3	○	1	1	0	0	○	4	0	0	4	○ 2F、M3F	
		8	共用		5.3	235.4	9	8	0	1	○	8	3	0	7	D	0	0	0	0	— 3F	
		9	共用		5.2	55.8	2	1	0	1	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	— 3F	
		10	共用		7.5	241.8	8	4	0	4	○	12	4	0	8	○	0	0	0	0	—	
		11	共用		—	4.2	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	0	0	0	0	— エレベータ機械室(下部)	
		12	共用		—	9.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	— RF 階段室	
					設置合計数[個]		48	30	0	18	—	44	12	0	36	—	4	0	0	4	—	
[]	A固体廃棄物貯蔵庫(3・ 4号機共用)	1	共用		4.9	1915.4	42	42	0	0	○	165	23	0	142	D	0	0	0	0	—	
		2	共用		4.9	6.4	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
					設置合計数[個]		43	43	0	0	—	166	24	0	142	—	0	0	0	0	—	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (45/45)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m ²]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	B固体廃棄物貯蔵庫(3・4号機共用)	1	共用		5.0	269.5	5	2	0	3	○	14	9	0	5	○	0	0	0	0	—	
		2	共用		5.0	9.2	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						6	3	0	3	—	15	10	0	5	—	0	0	0	0	—
	C固体廃棄物貯蔵庫(3・4号機共用)	1	共用		5.5	950.9	21	21	0	0	○	42	42	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	共用		5.5	901.9	20	20	0	0	○	40	39	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	共用		5.5	47.2	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		4	共用		5.5	6.4	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		5	共用		5.5	780.4	17	17	0	0	○	34	34	0	0	○	0	0	0	0	—	
		6	共用		5.5	1100.5	24	24	0	0	○	48	48	0	0	○	0	0	0	0	—	
		7	共用		5.5	48.5	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						85	85	0	0	—	169	168	0	1	—	0	0	0	0	—
	D固体廃棄物貯蔵庫(3・4号機共用)	1	共用		5.3	514.6	12	12	0	0	○	24	24	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	共用		5.3	1249.7	28	28	0	0	○	56	56	0	0	D	0	0	0	0	—	
		3	共用		5.3	46.2	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		4	共用		5.3	31.7	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		5	共用		5.3	6.9	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		6	共用		5.3	1175.8	26	26	0	0	○	52	52	0	0	○	0	0	0	0	—	
		7	共用		5.3	623.5	15	14	0	1	○	29	29	0	0	○	0	0	0	0	—	
		8	共用		5.3	48.6	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		9	共用		5.3	21.9	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						86	85	0	1	—	169	168	0	1	—	0	0	0	0	—
	空冷非常用発電装置		3		—	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	1	1	0	0	K	屋外SA火災監視装置(炎・サーモカメラ) 既設から設計変更なし
設置合計数[個]						0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	1	1	0	0	—		
	空冷非常用発電装置		4		—	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	1	1	0	0	K	屋外SA火災監視装置(炎・サーモカメラ) 既設から設計変更なし
設置合計数[個]						0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	1	1	0	0	—		

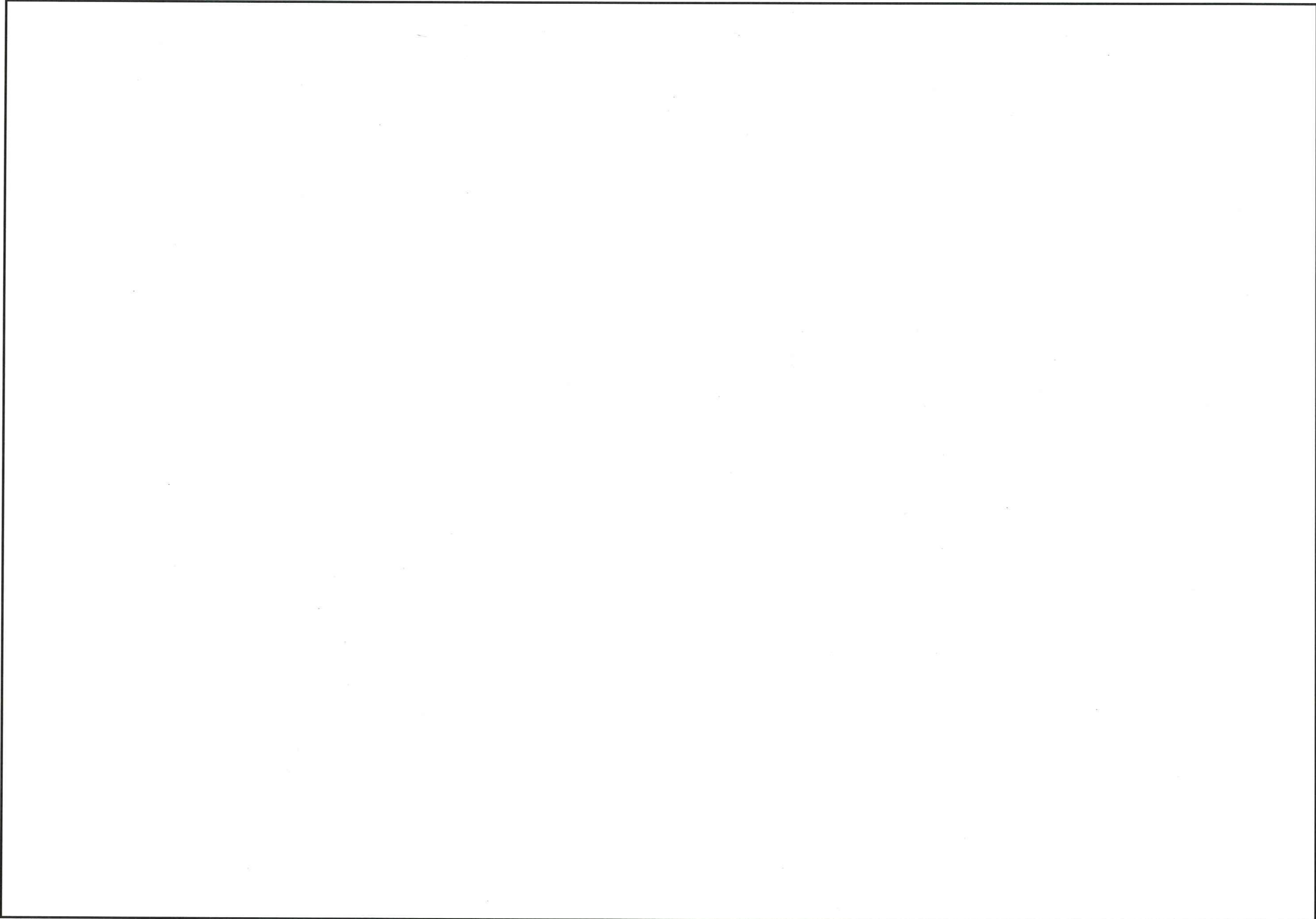
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

2-2 火災区域又は火災区画の火災感知器の配置図について

火災感知器の選定においては、設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を火災防護に関する説明書4.2(1)b.項に基づき選定する設計とする。火災感知器の取付方法や設置個数については、消防法施行規則第23条第4項に基づき設置する設計とする。

また、火災感知器の種類や設置に関する技術的な部分については、消防設備士の確認を受け、消防法施行規則に則り設置する設計とする。

上記を踏まえた火災区域又は火災区画における火災感知器の配置について、次頁以降に示す。

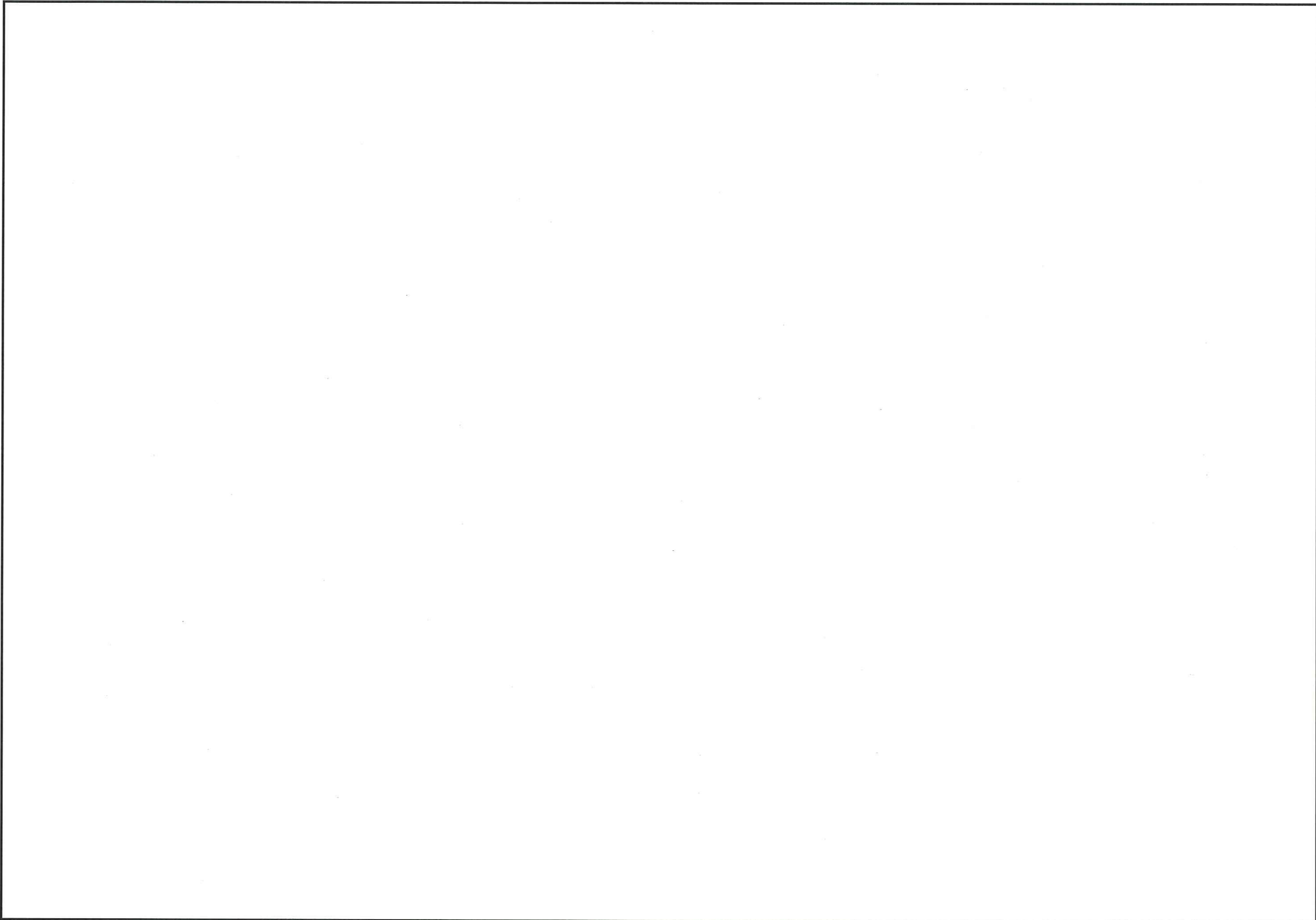


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

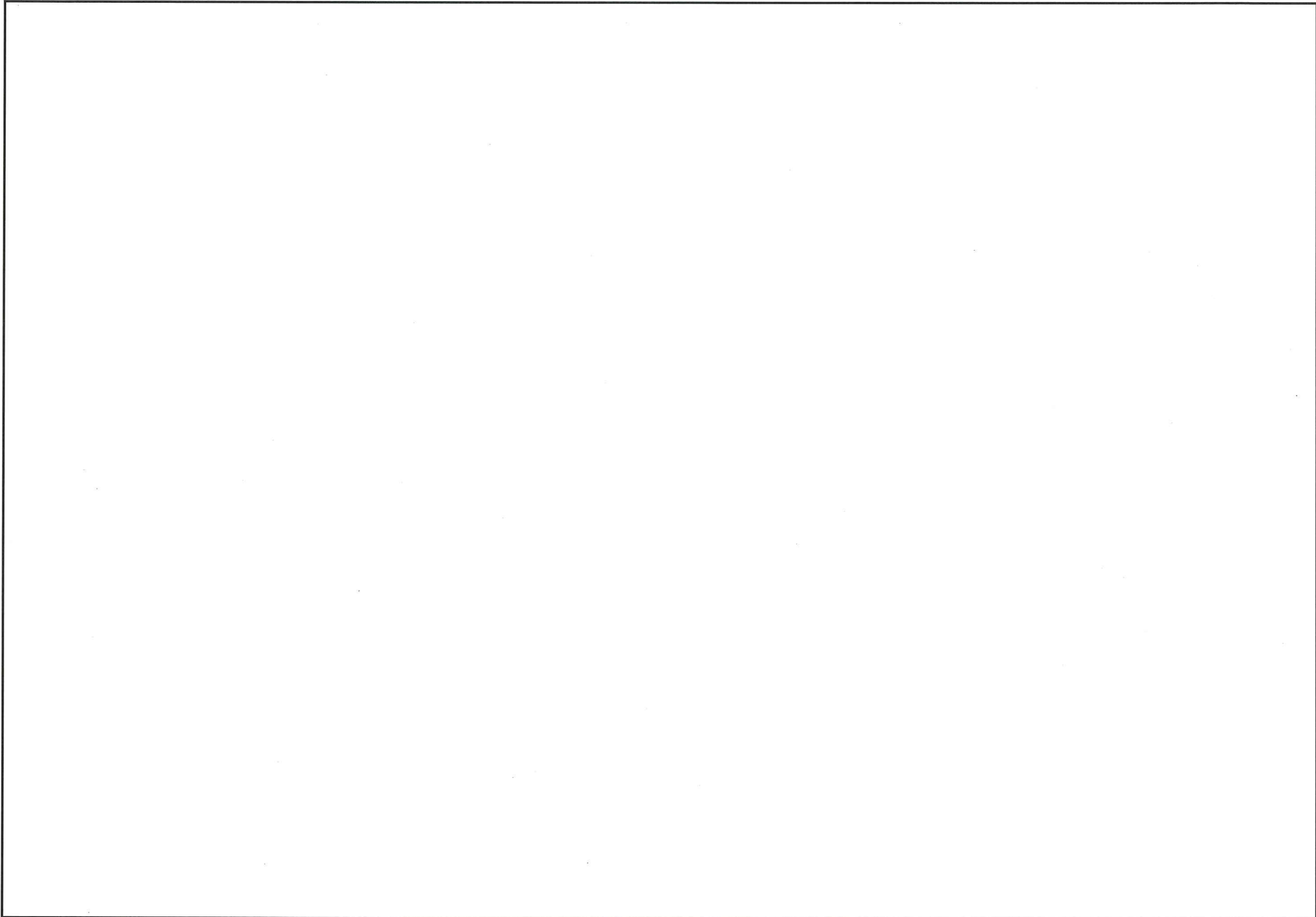
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

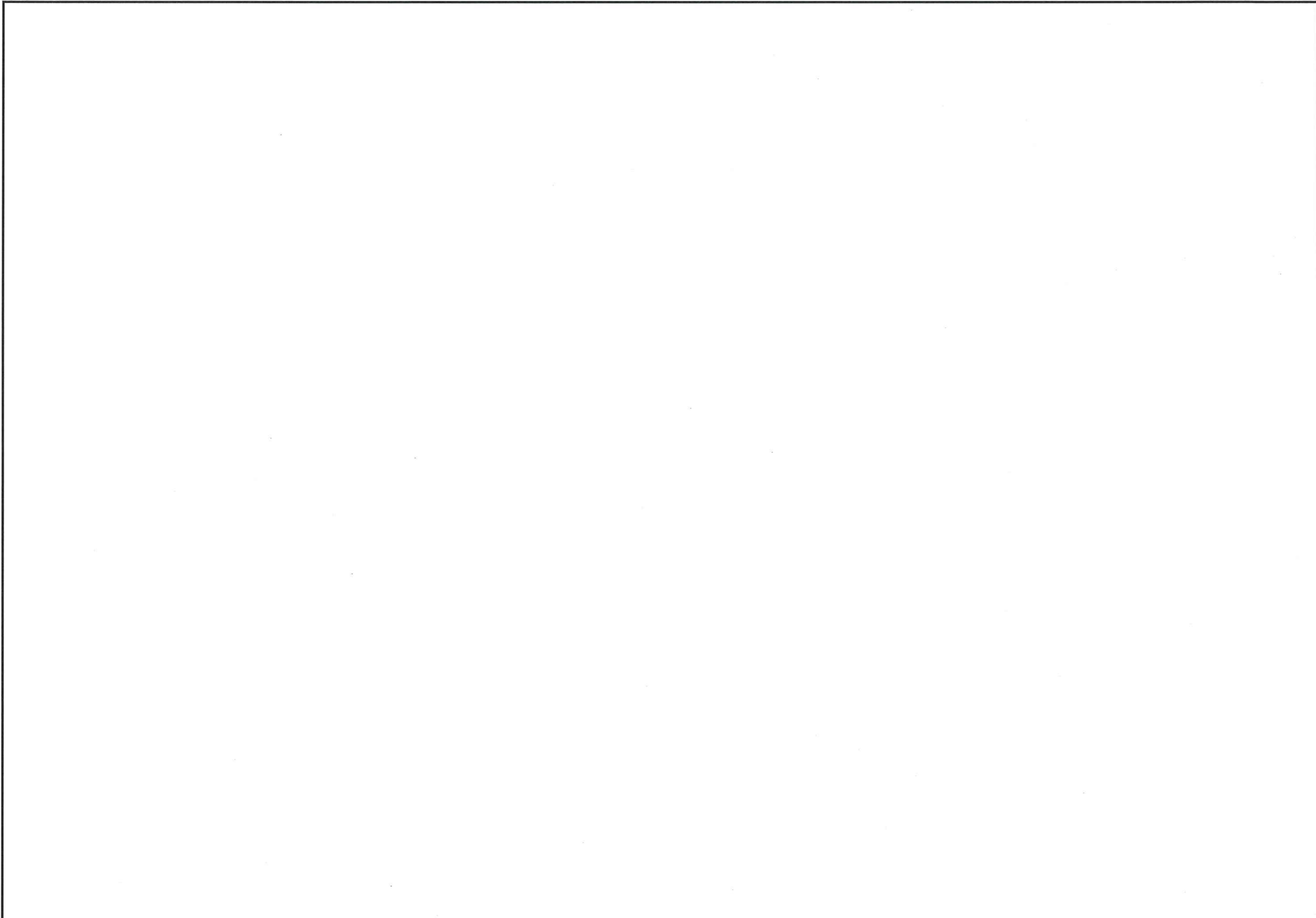
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

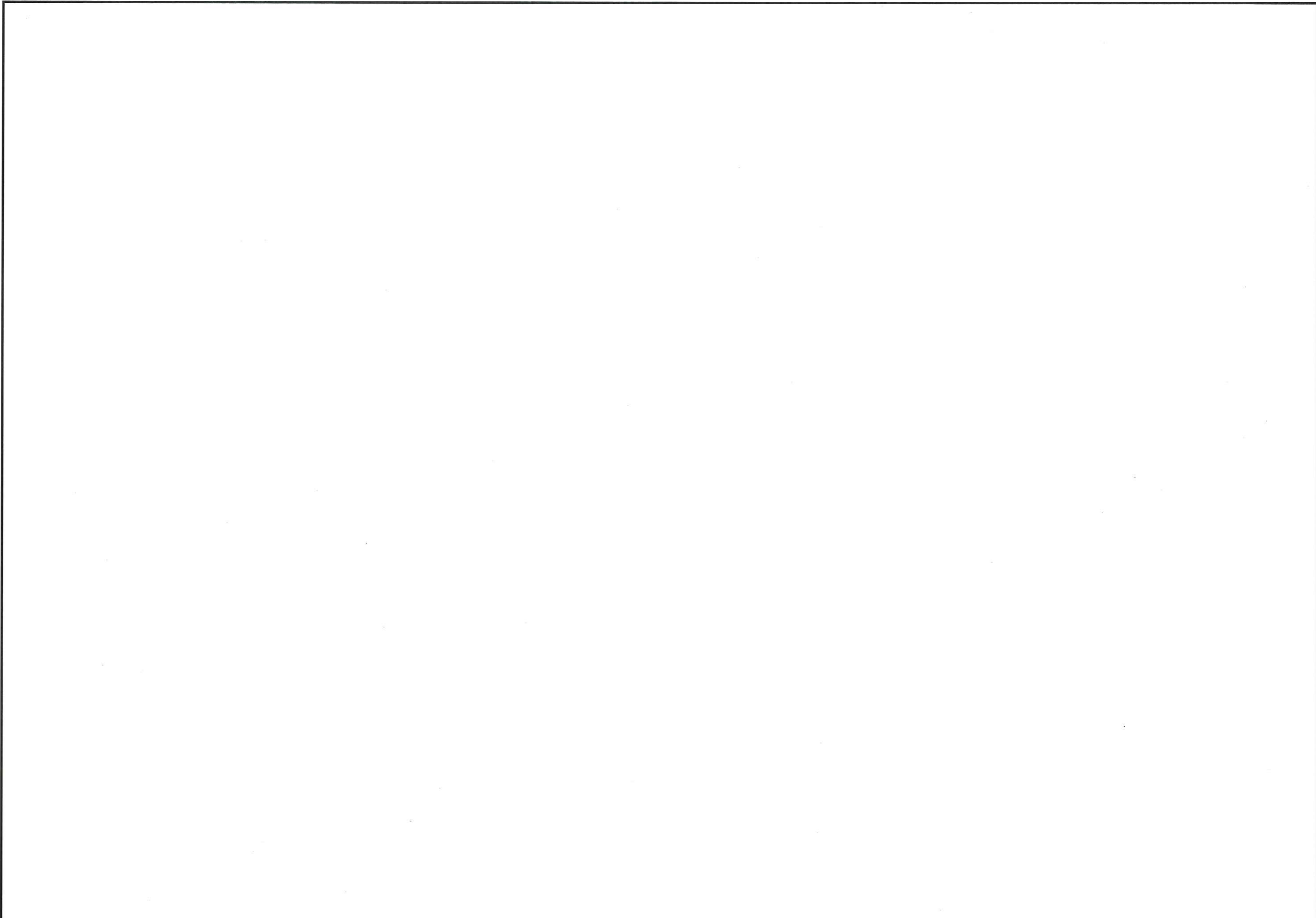
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

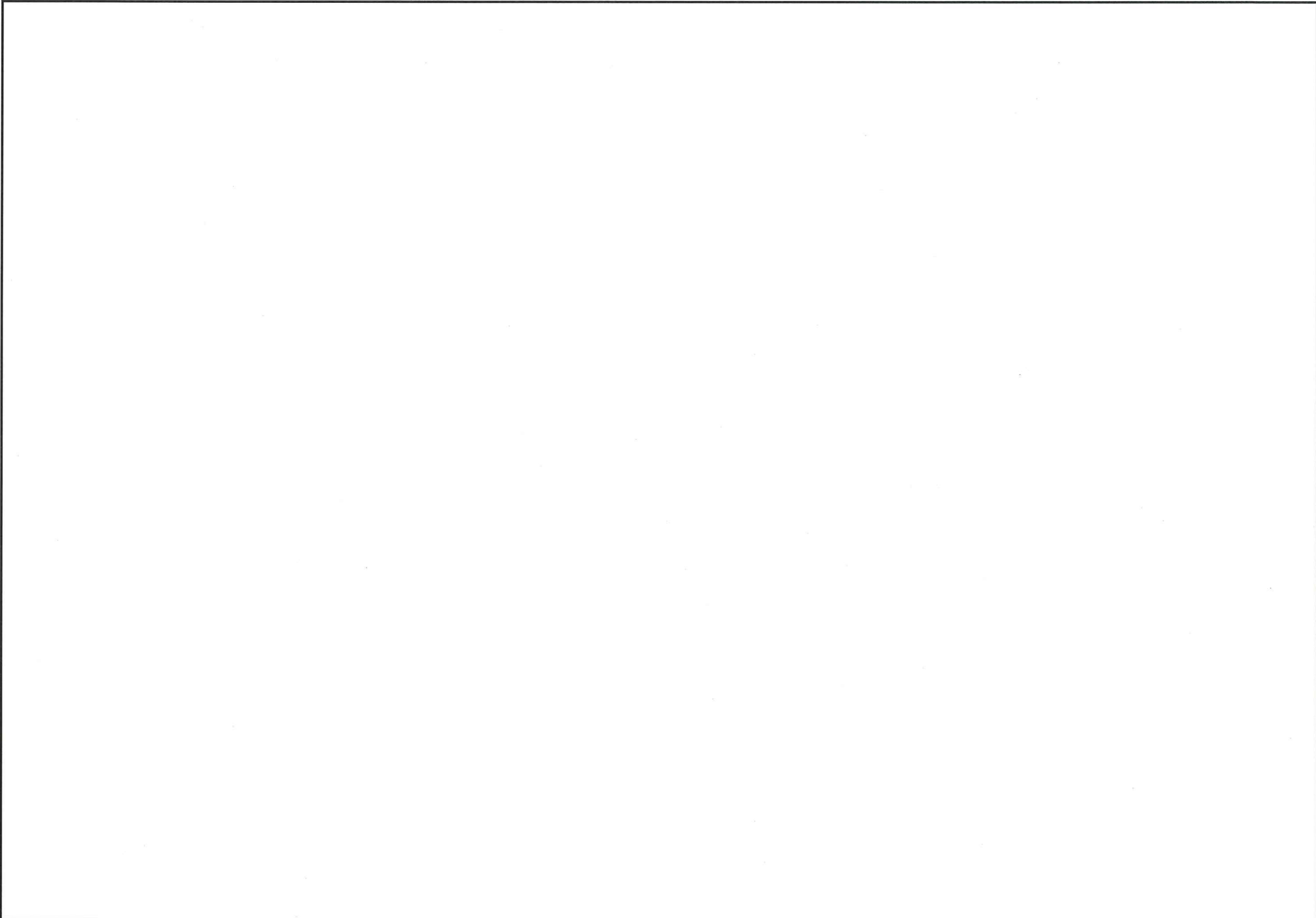
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



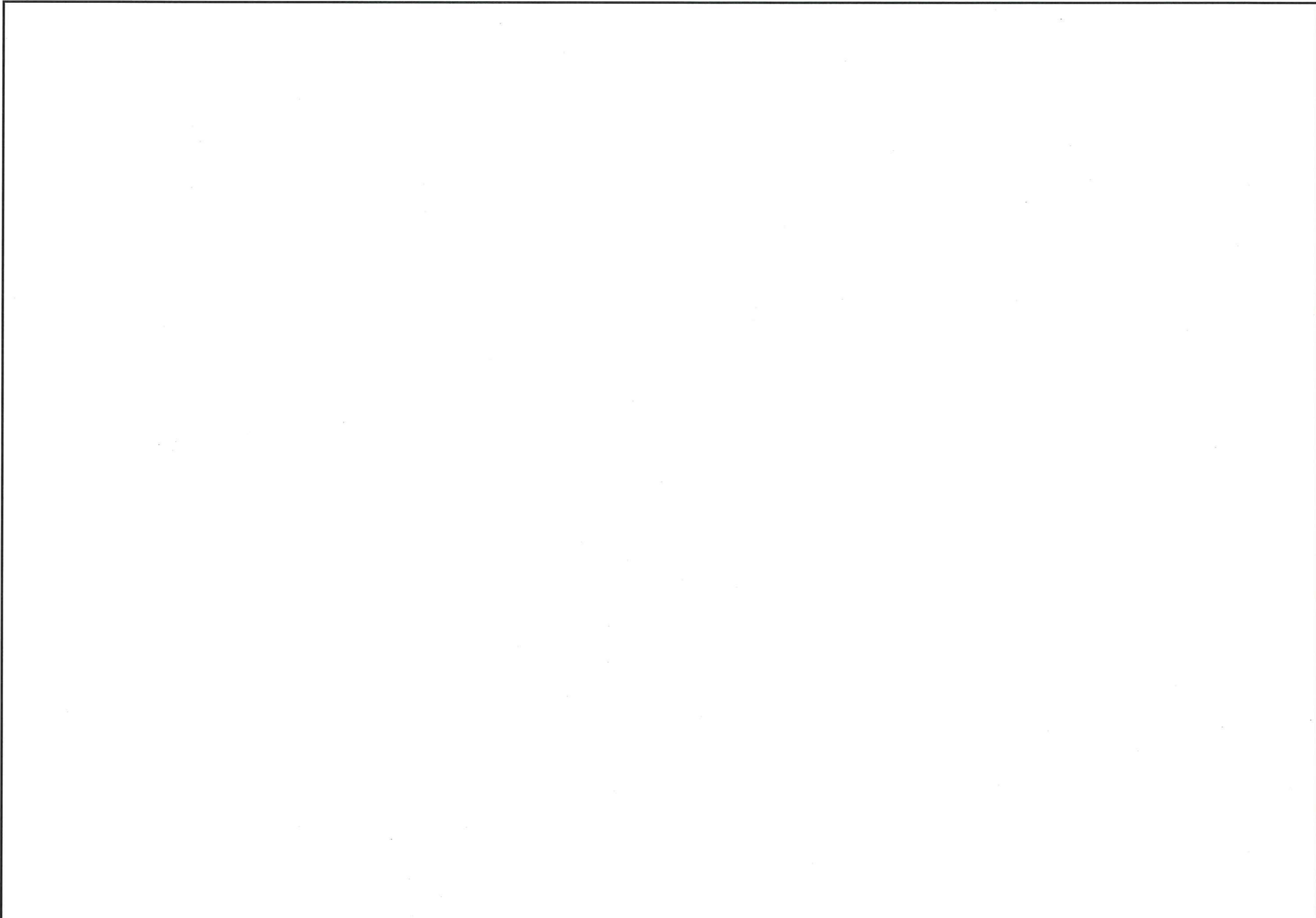
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



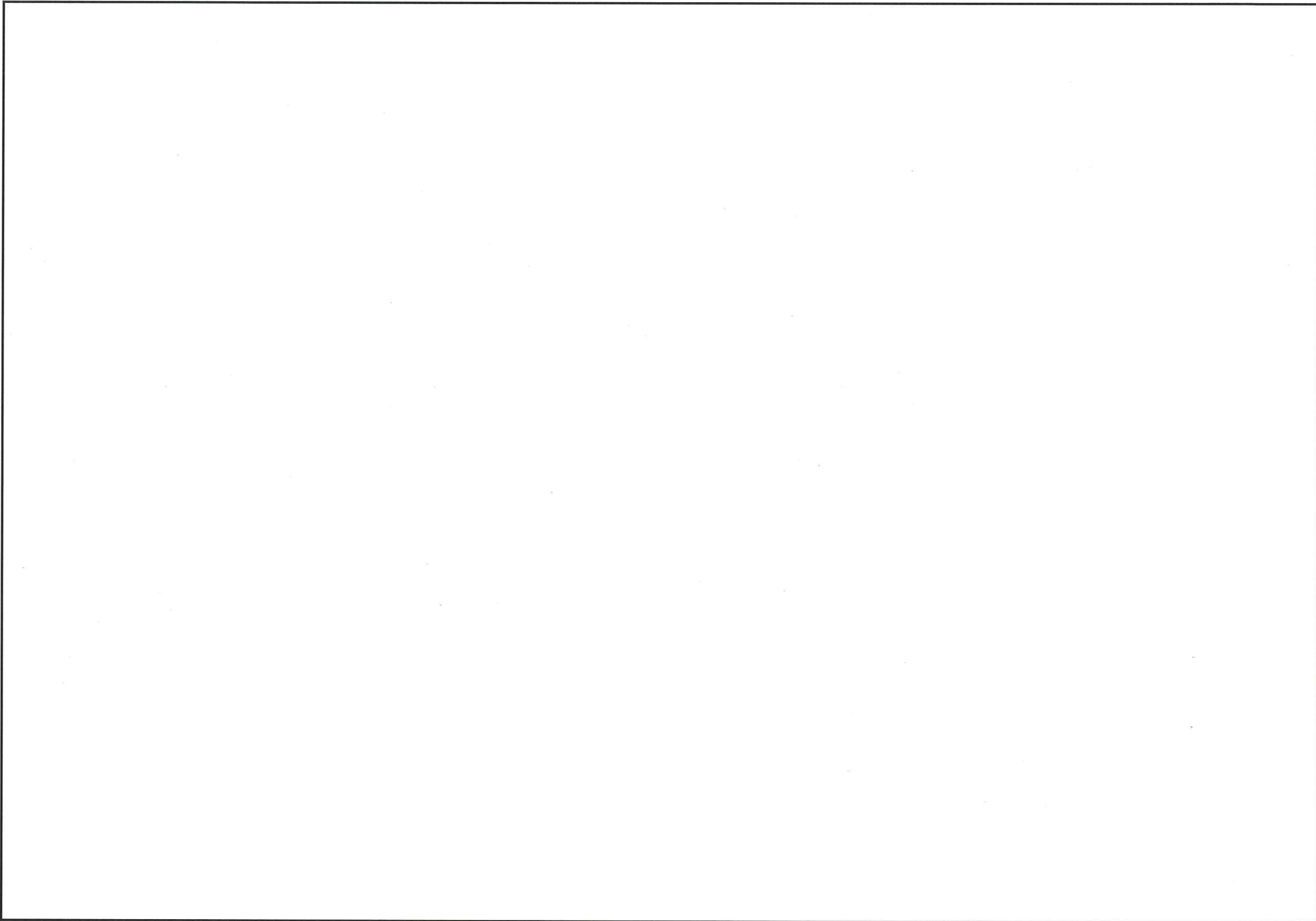
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

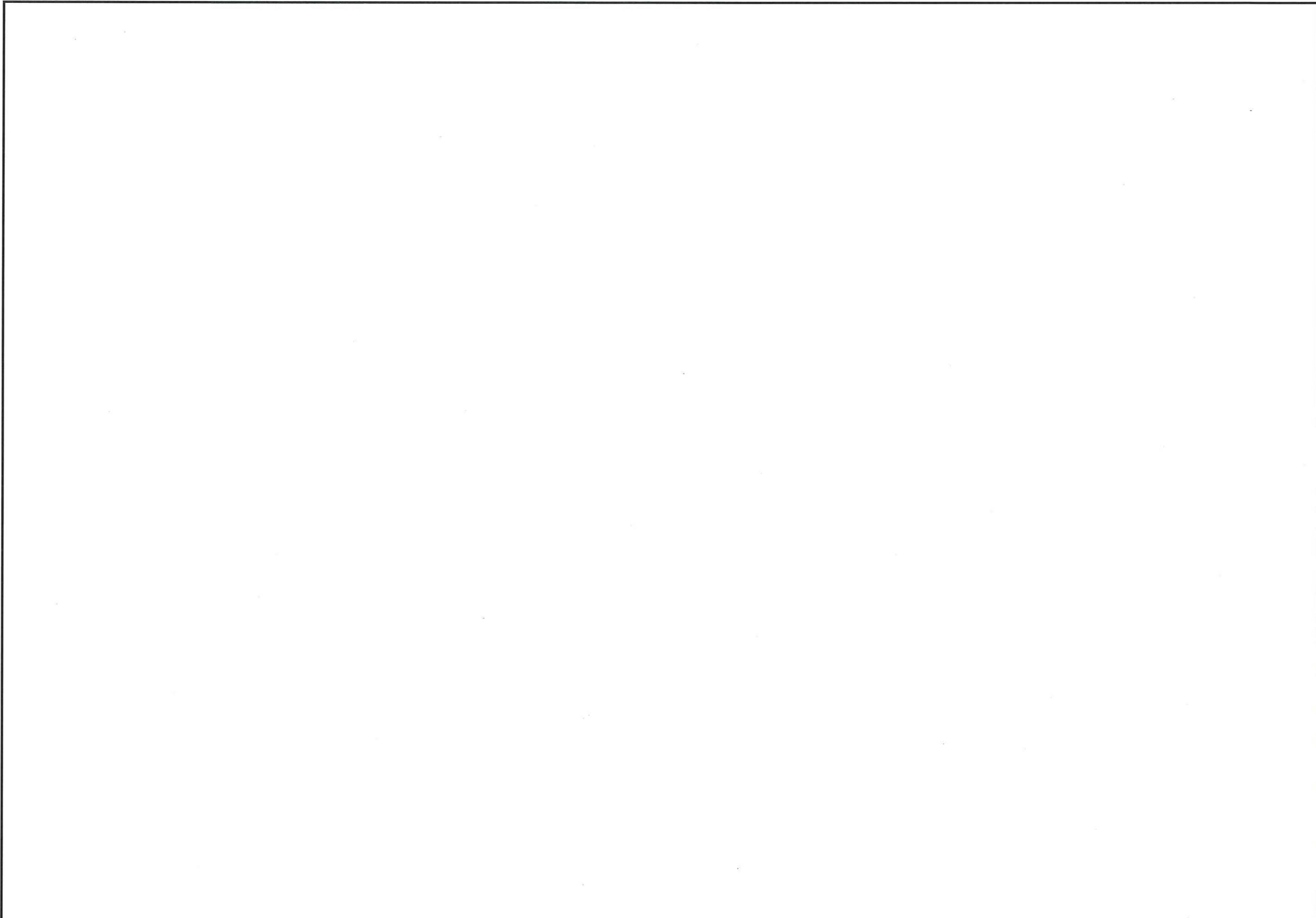


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

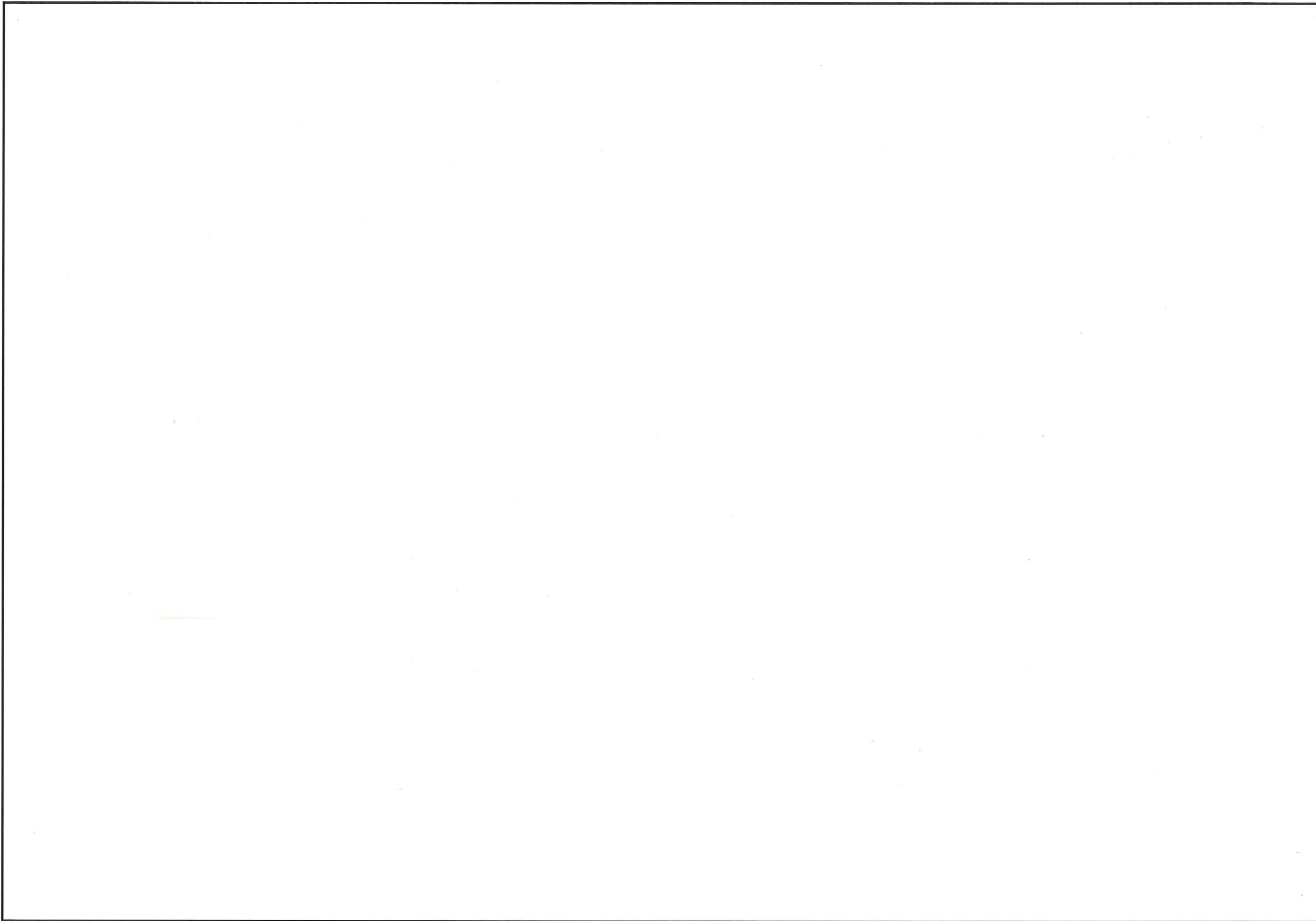


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

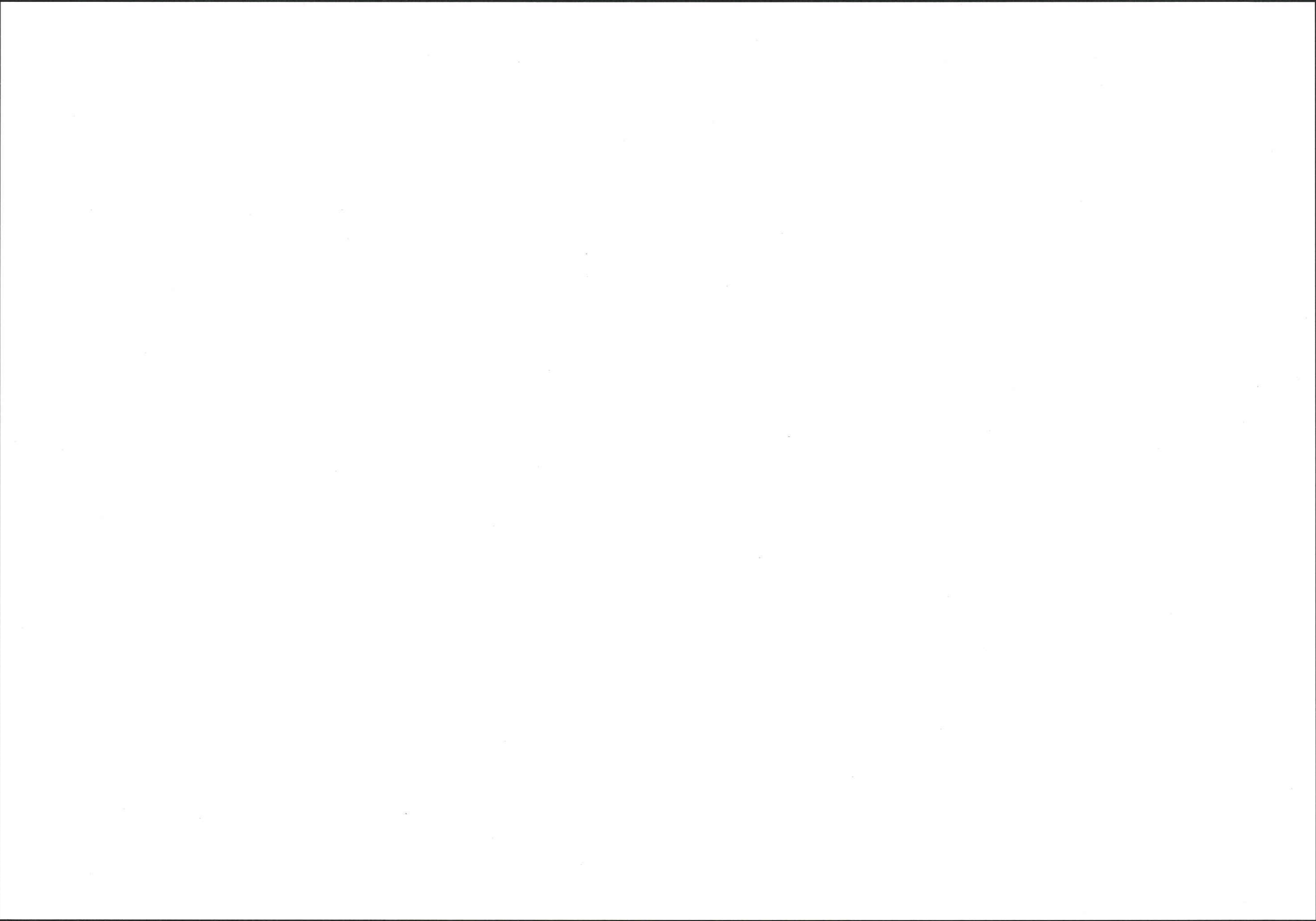
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

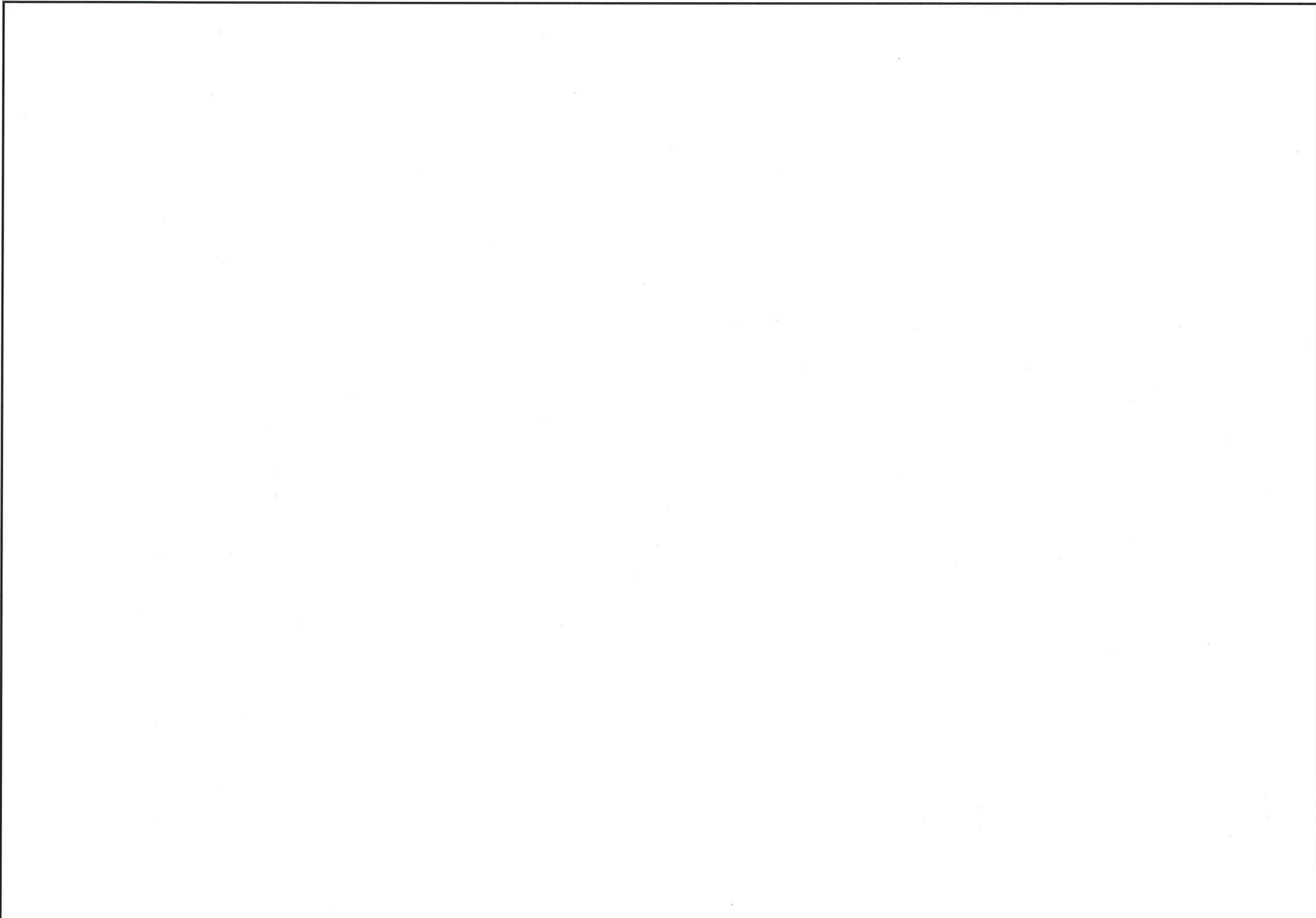


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

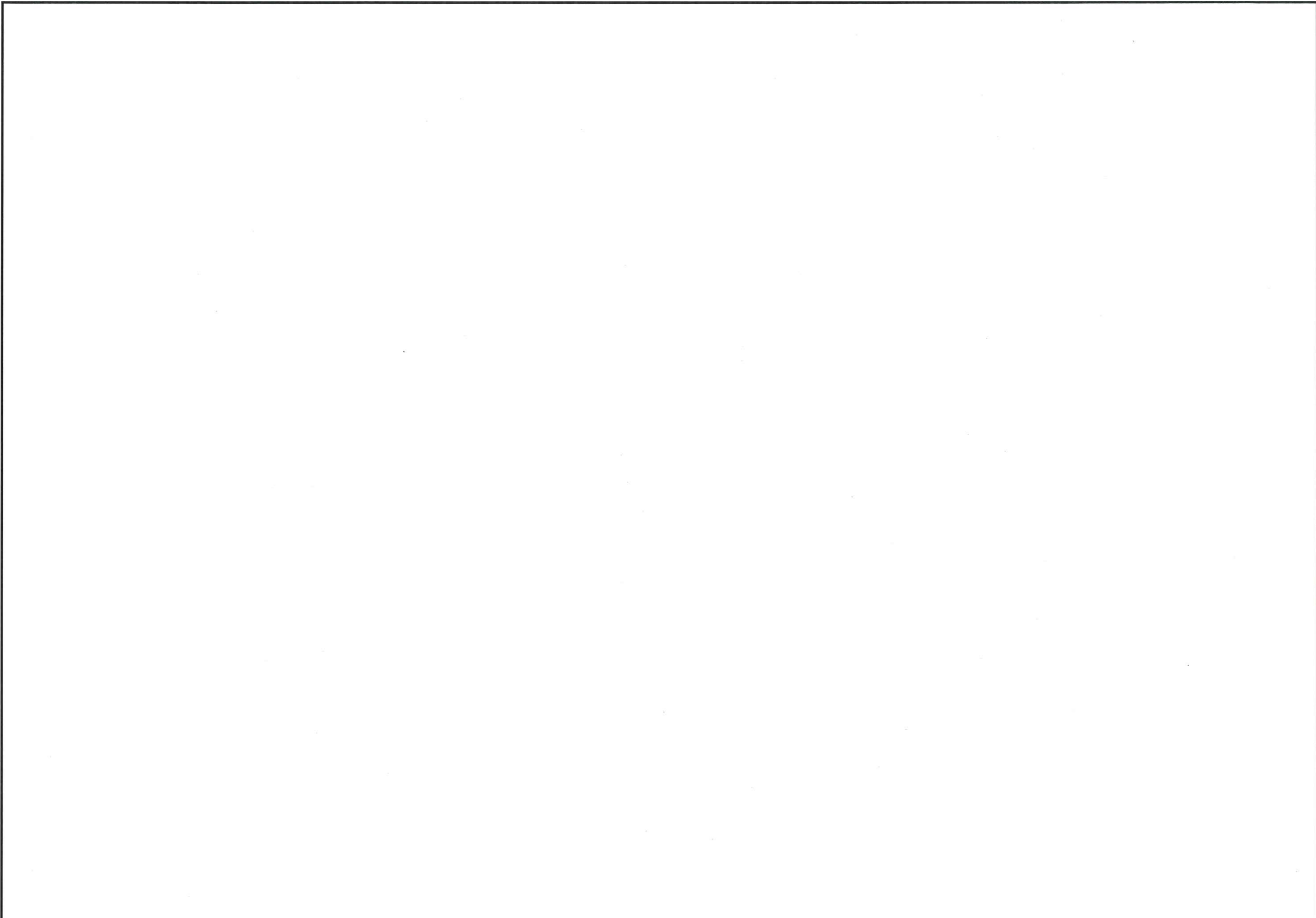


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



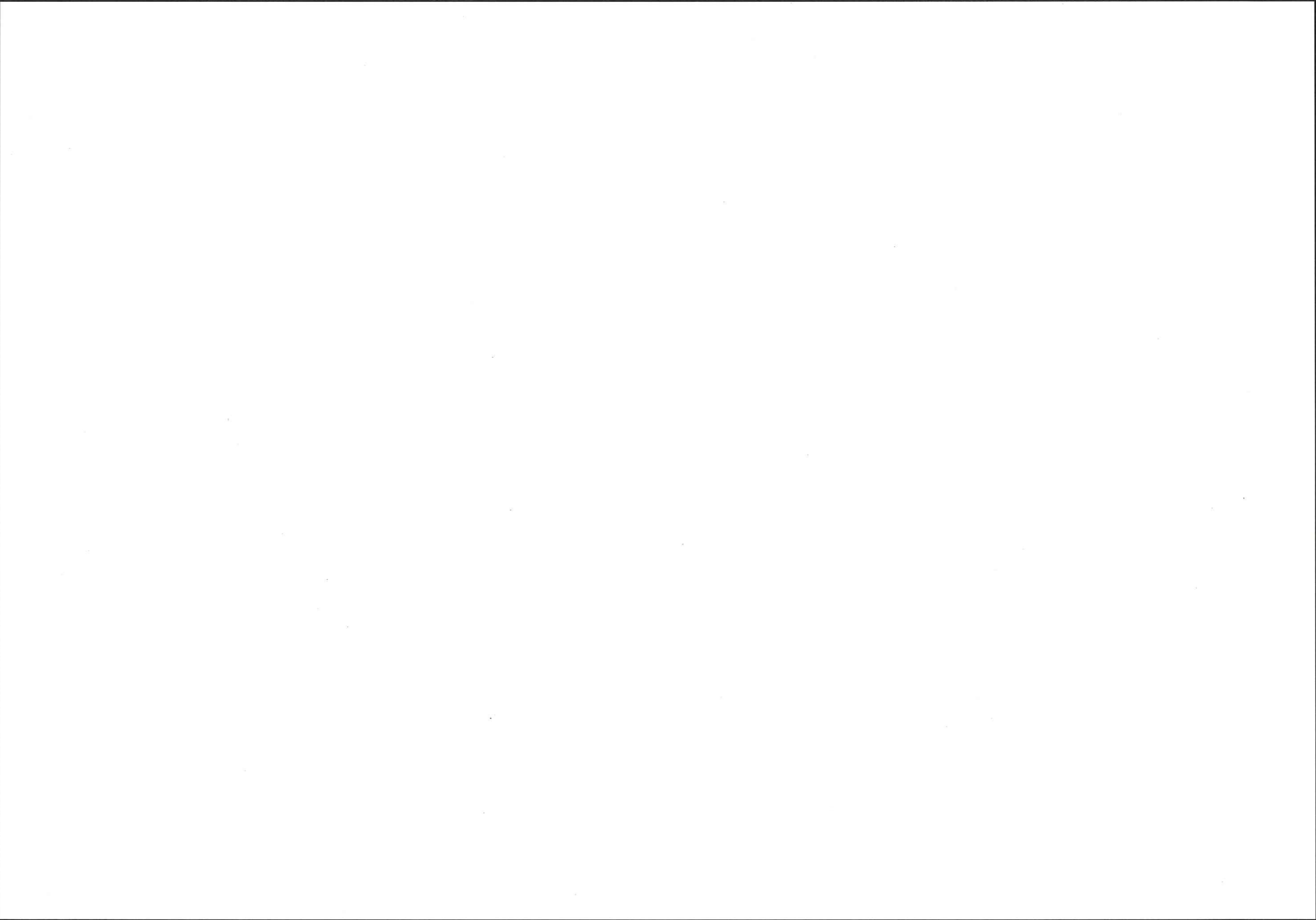
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



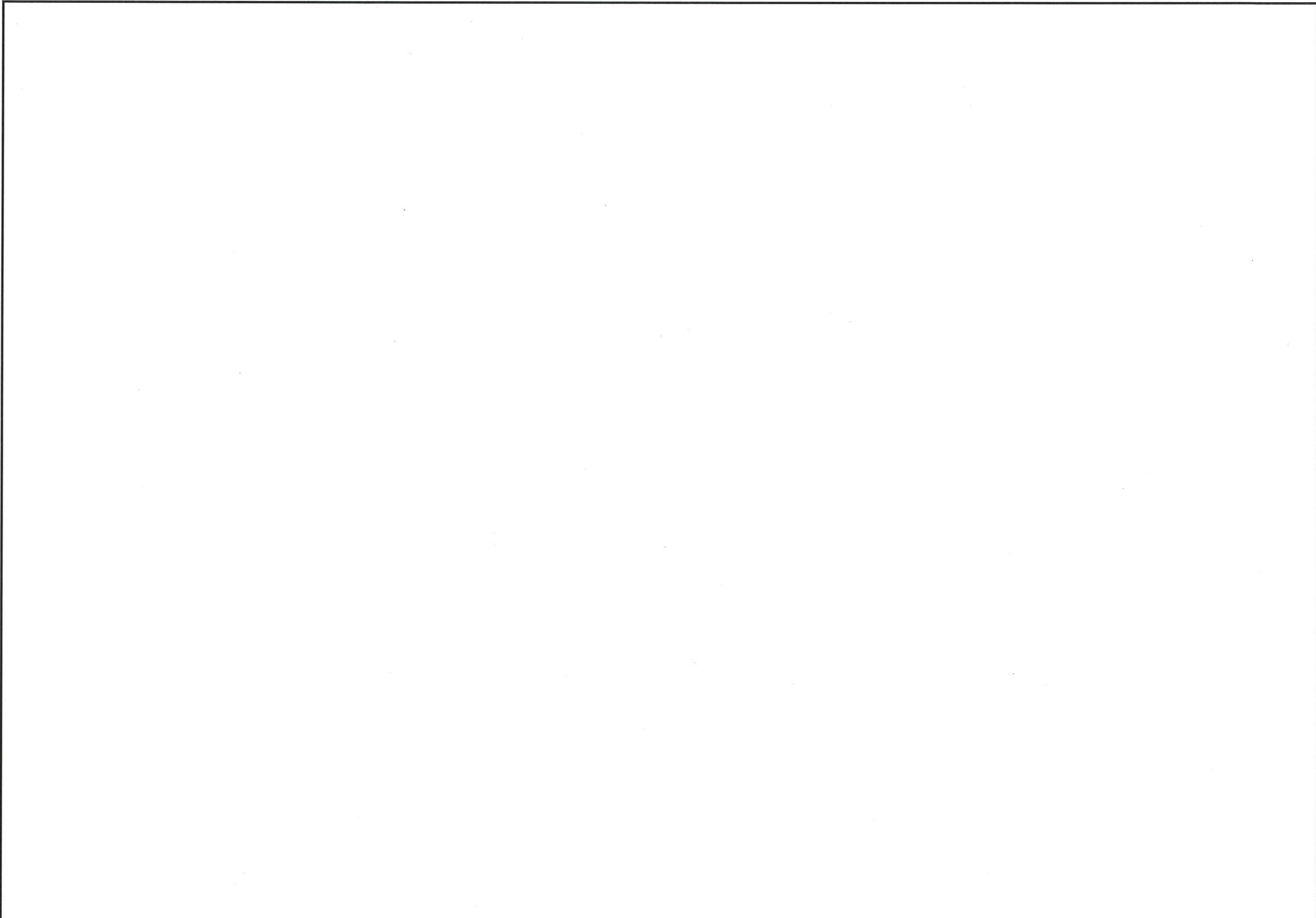
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

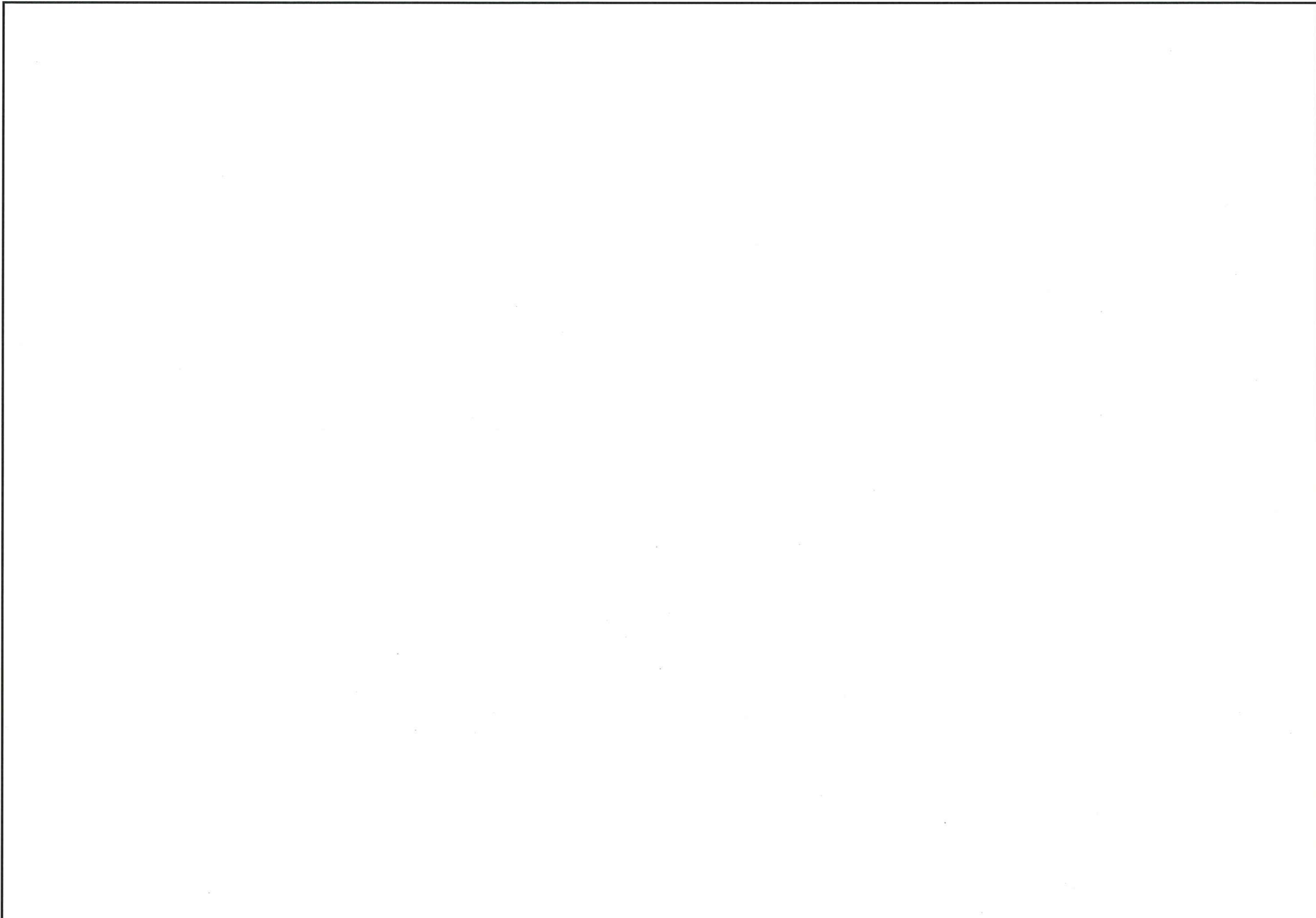
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

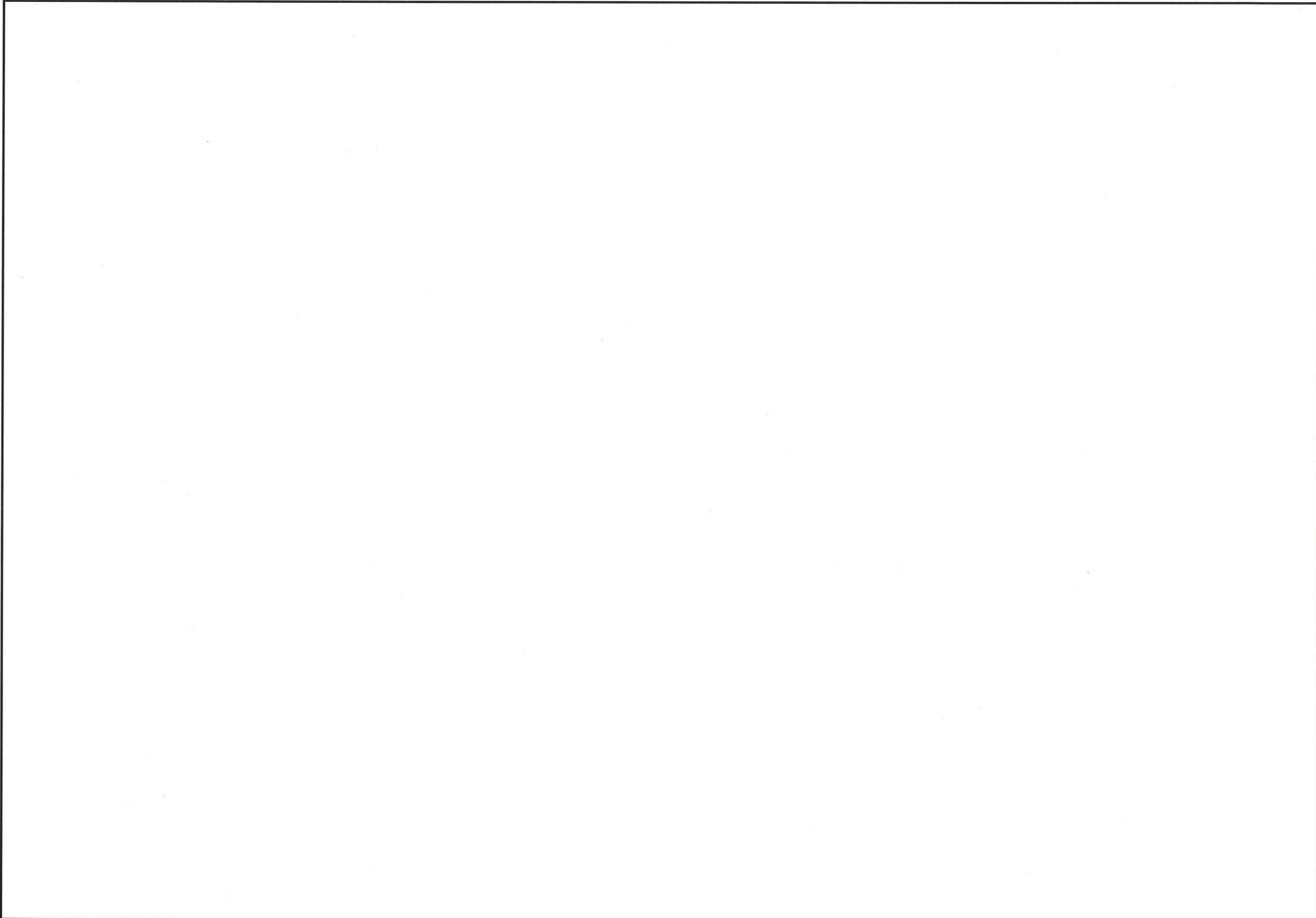


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



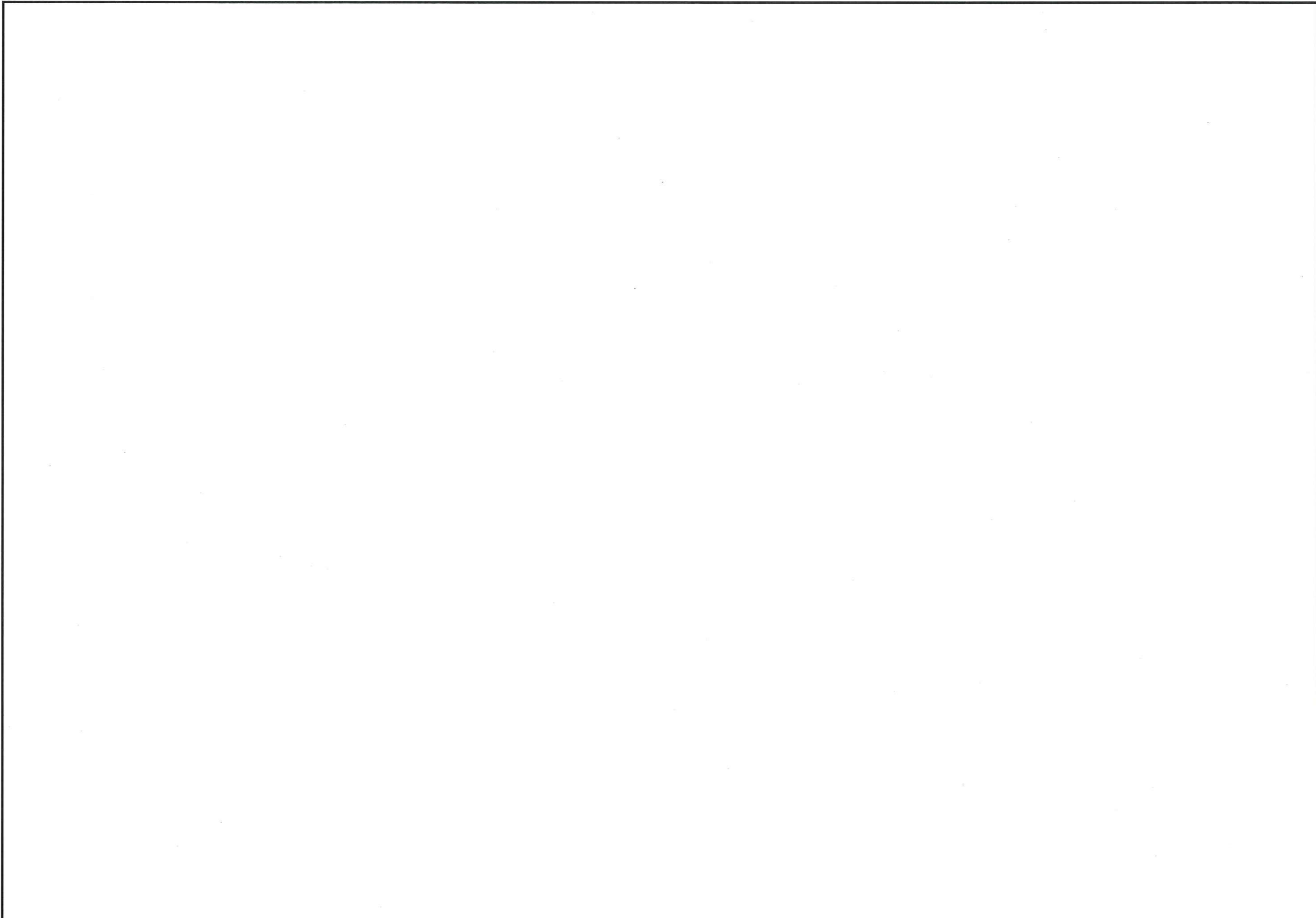
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

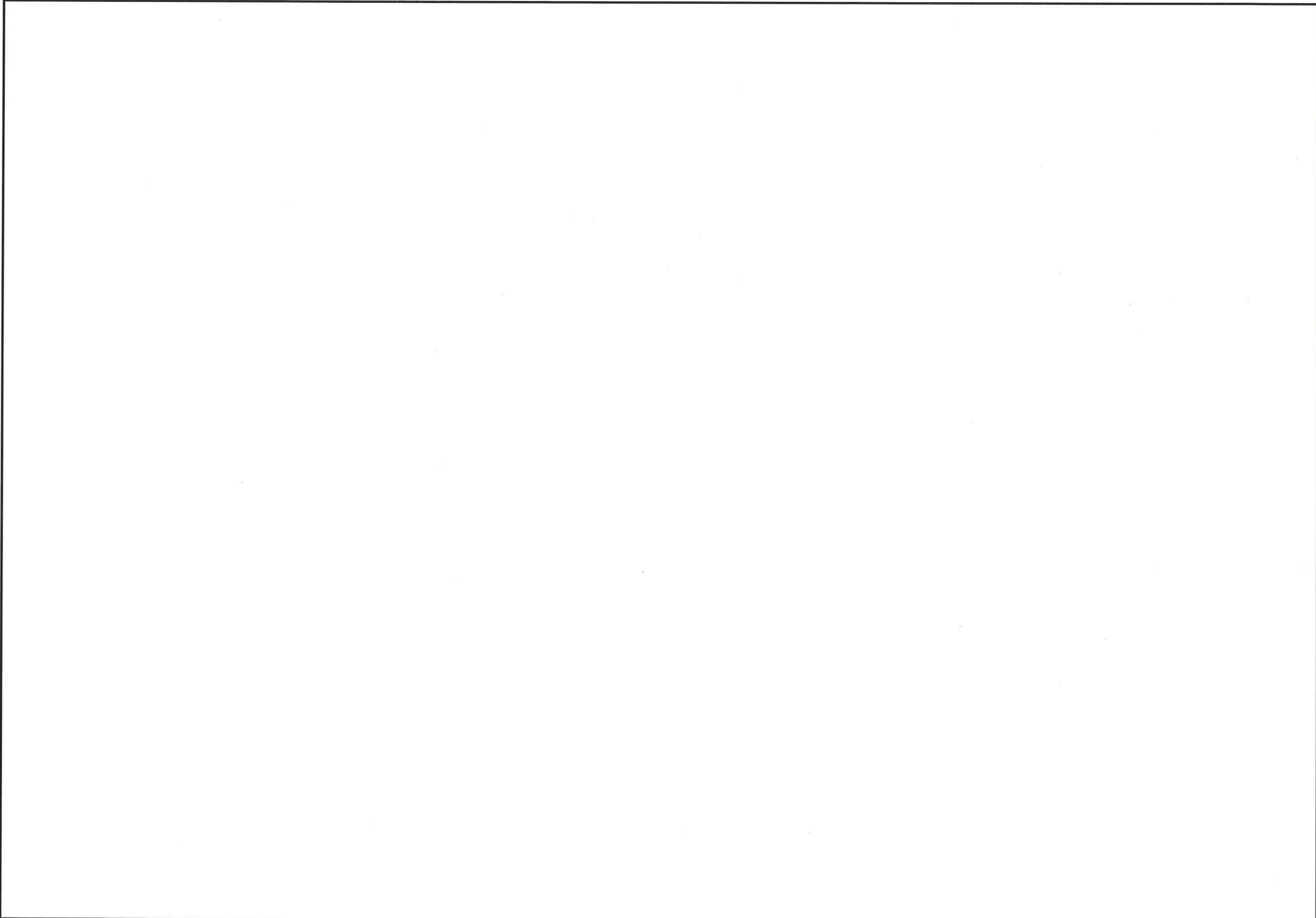


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

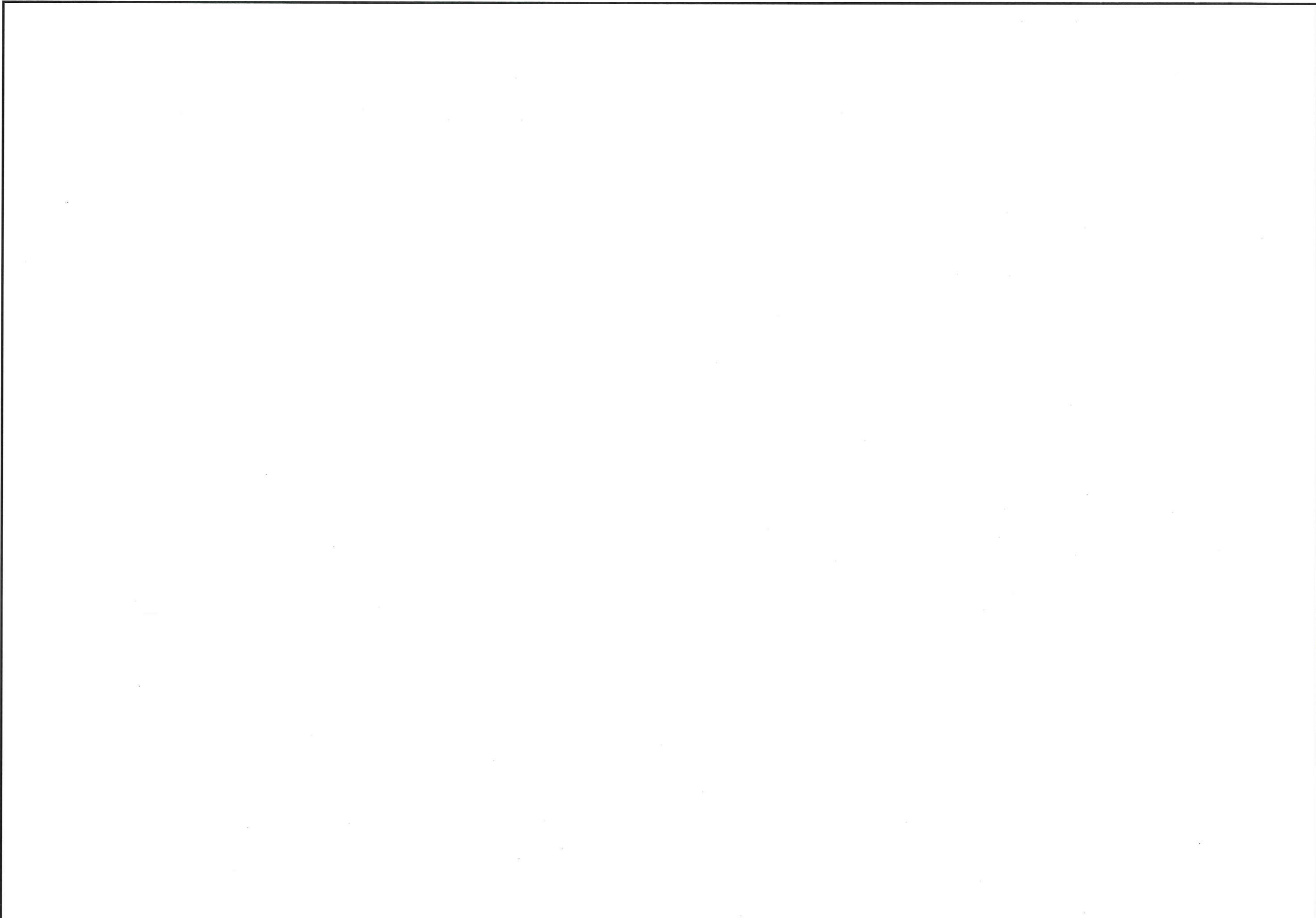
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

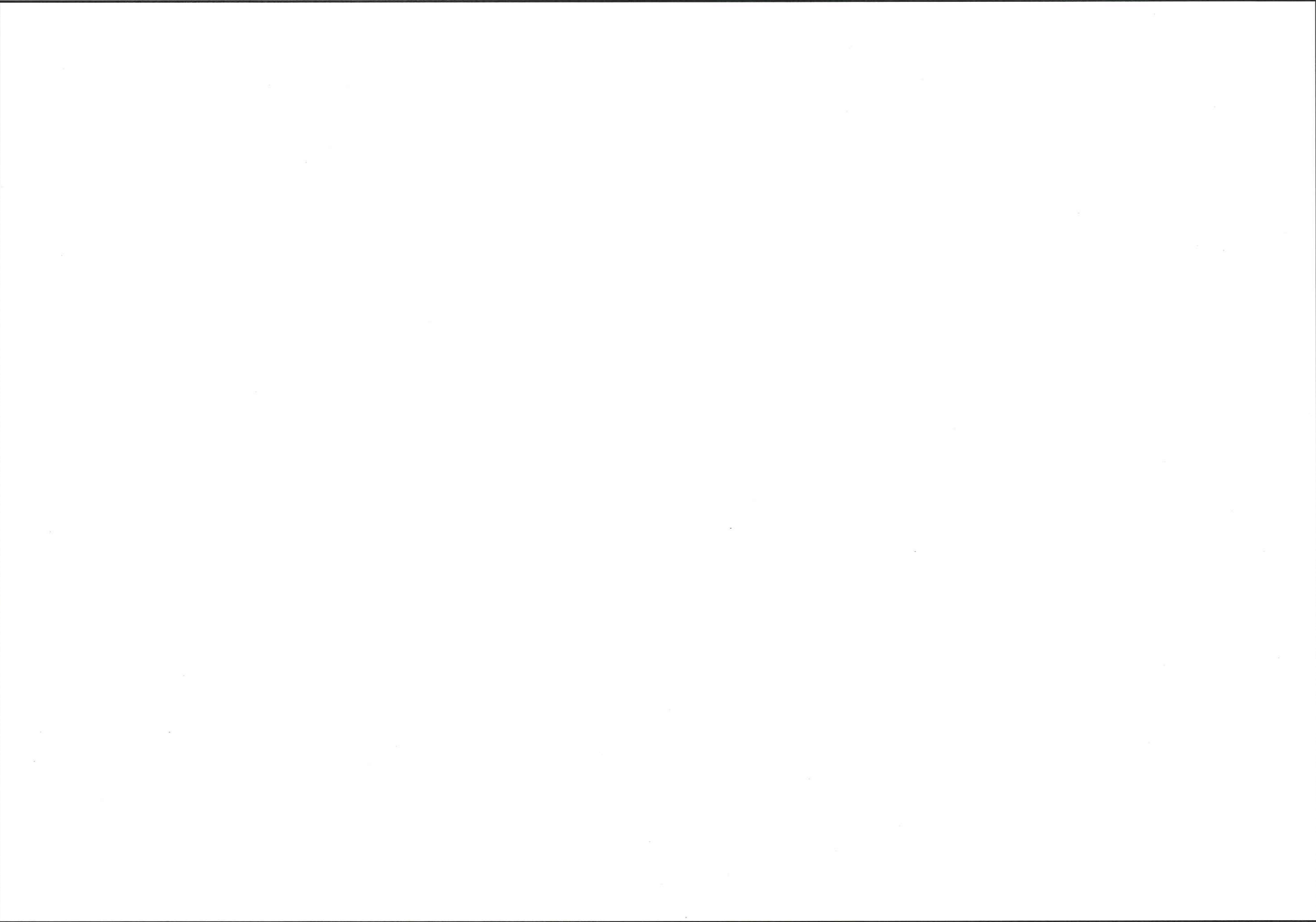
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



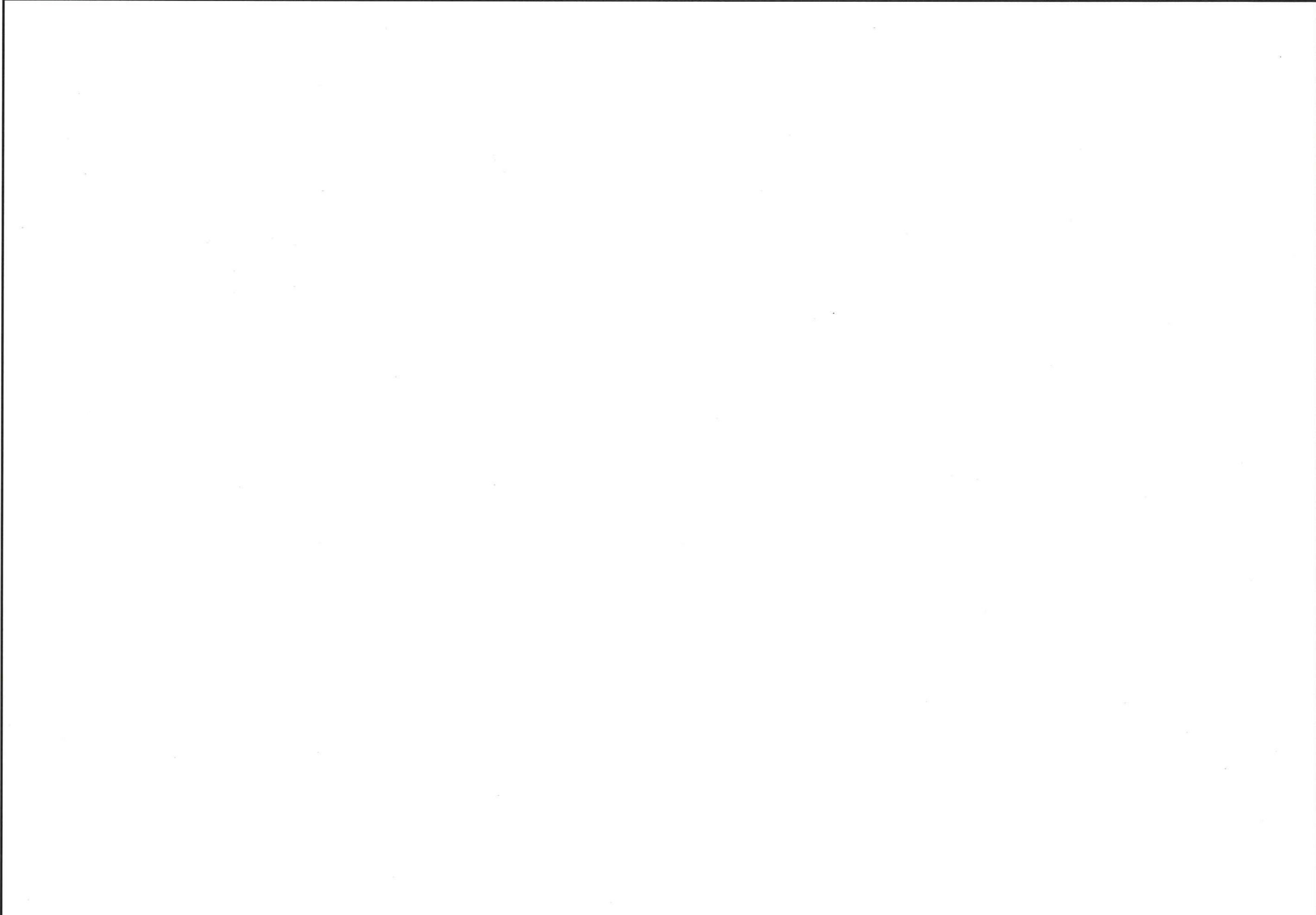
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

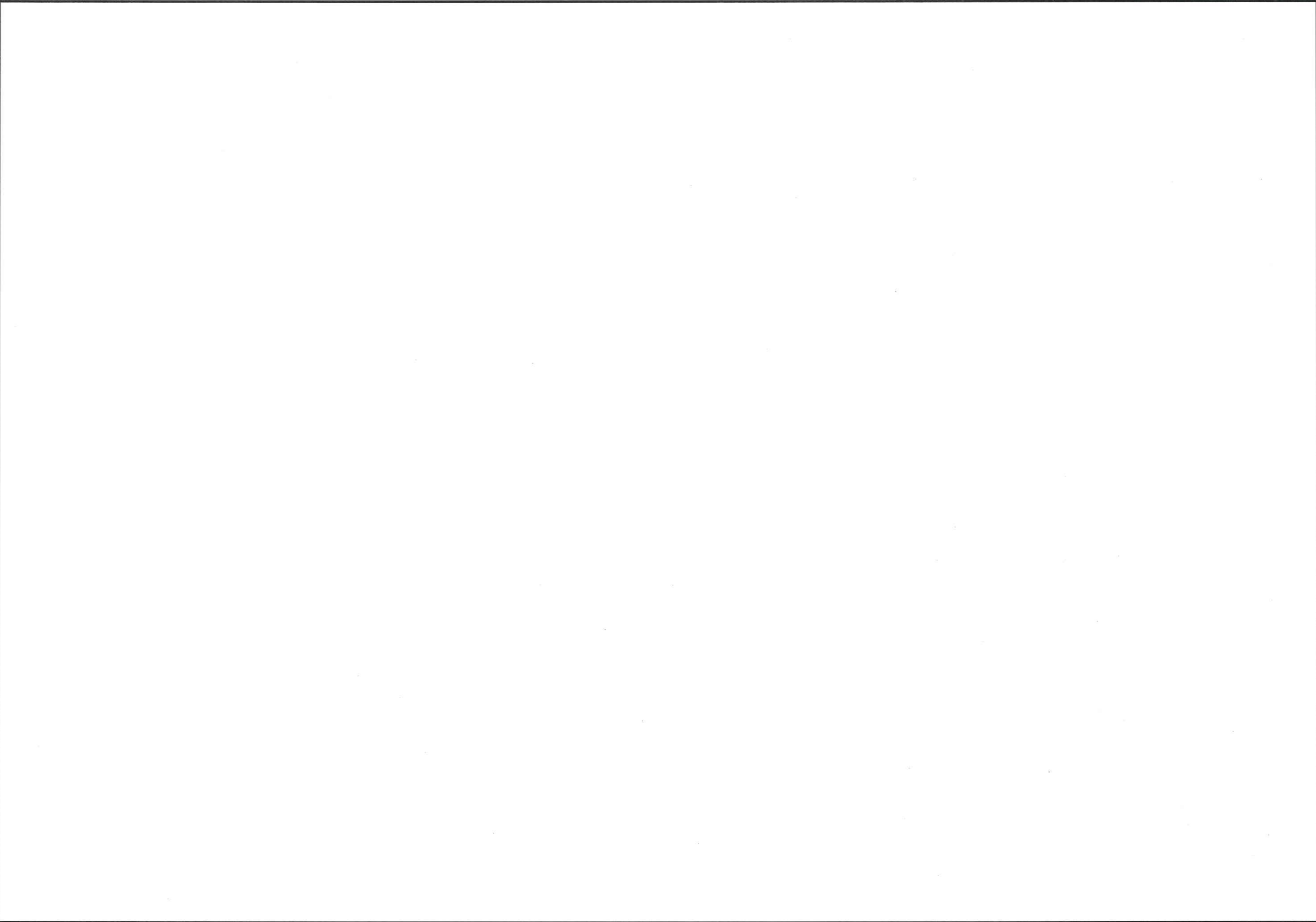


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

2-3 火災感知器の配置設計における消防設備士の確認項目について

火災感知器の選定においては、消防法施行規則第23条第4項に基づき設置する設計とするが、消防法施行規則第23条第4項の各感知器の要求事項を、図面上で確認すべき項目と施工時に確認すべき項目について、以下の通り整理する。

なお、施工時に確認すべき項目は、「一般社団法人 日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書」による。

<煙感知器>

該当する項目	図面で確認すべき項目	施工時に確認すべき項目
七イ 天井が低い居室又は狭い居室にあっては入口付近に設けること。	—	○
七ロ 天井付近に吸気口のある居室にあっては当該吸気口付近に設けること。	—	○
七ハ 感知器の下端は、取付け面の下方〇・六メートル以内の位置に設けること。	—	○
七ニ 感知器は、壁又ははりから〇・六メートル以上離れた位置に設けること。	○	○
七ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。	○	○
七ヘ 感知器は、廊下及び通路にあっては歩行距離三十メートルにつき一個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては垂直距離十五メートルにつき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。	○	○
八 感知器は、差動式分布型及び光電式分離型のもの並びに炎感知器を除き、換気口等の空気吹出し口から一・五メートル以上離れた位置に設けること。	○	○
九 スポット型の感知器（炎感知器を除く。）は、四十五度以上傾斜させないように設けること。	—	○

<熱感知器>

該当する項目	図面で確認すべき項目	施工時に確認すべき項目
三イ 感知器の下端は、取付け面の下方〇・三メートル以内の位置に設けること。	—	○
三口 感知器は、感知区域（それぞれ壁又は取付け面から〇・四メートル以上突出したはり等によつて区画された部分をいう。以下同じ。）ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。	○	—
六 定温式感知器の性能を有する感知器は、正常時における最高周囲温度が、その他の定温式感知器の性能を有する感知器にあつては公称作動温度より二十度以上低い場所に設けること。	—	○
八 感知器は、差動式分布型及び光電式分離型のもの並びに炎感知器を除き、換気口等の空気吹出し口から一・五メートル以上離れた位置に設けること。	—	○
九 スポット型の感知器（炎感知器を除く。）は、四十五度以上傾斜させないように設けること。	—	○

<炎感知器>

該当する項目	図面で確認すべき項目	施工時に確認すべき項目
七の四イ 感知器は、天井等又は壁に設けること。	○	○
七の四ロ 感知器は、壁によつて区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ一・二メートルまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。	○	○
七の四ハ 感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けること。	—	○
七の四ニ 感知器は、日光を受けない位置に設けること。ただし、感知障害が生じないように遮光板等を設けた場合にあつては、この限りでない。	—	○

以 上

2-4 火災感知器の配置設計における関西電力と協力会社の責任分担及び消防設備士関与の品質プロセスについて

第2-4-1図に設工認申請における設計、工事及び検査実施時のフローを示し、火災感知器の配置設計においては、消防法施行規則第23条第4項に基づき、協力会社の消防設備士における現場確認結果を踏まえ、委託報告書として当社へ提出され、その情報を元に、関西電力にて感知器の配置図を作成している。また、感知器と同等の機能を有する機器は、関西電力にて現場確認の上、配置図を作成している。

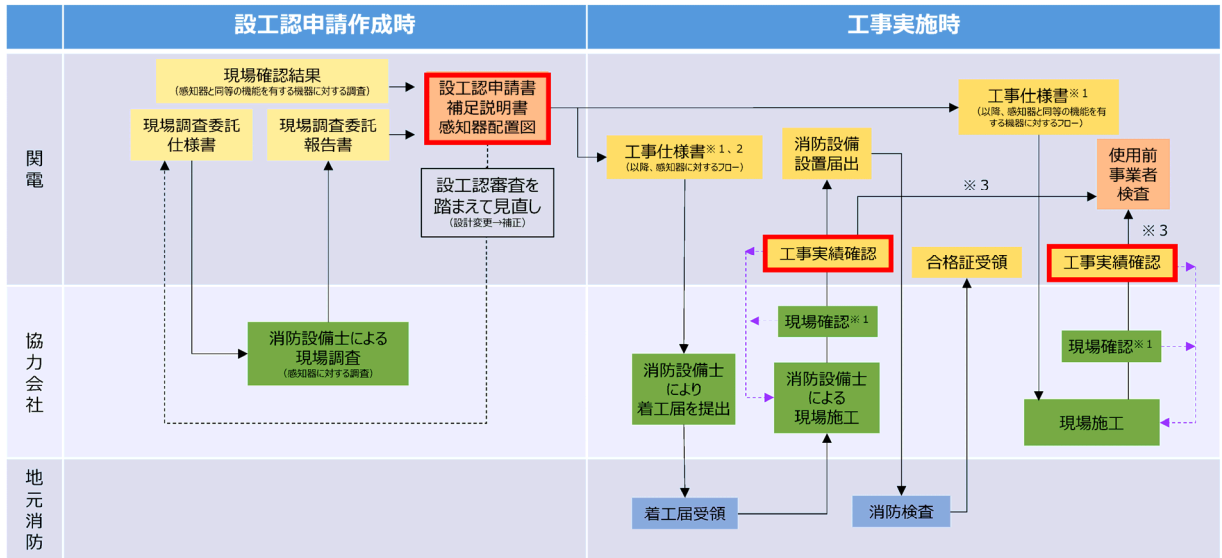
工事実施時においても、関西電力が「工事实績の確認」を行った後、使用前事業者検査を実施する。

以上から、火災感知器の配置設計における関西電力と協力会社との責任分担は明確である。

第2-4-2図に本設工認申請資料の抜粋として品質マネジメントシステムにおける設計、工事及び検査を示しており、本申請書類の中でも品質プロセス上消防設備士の関与について明確となっている。

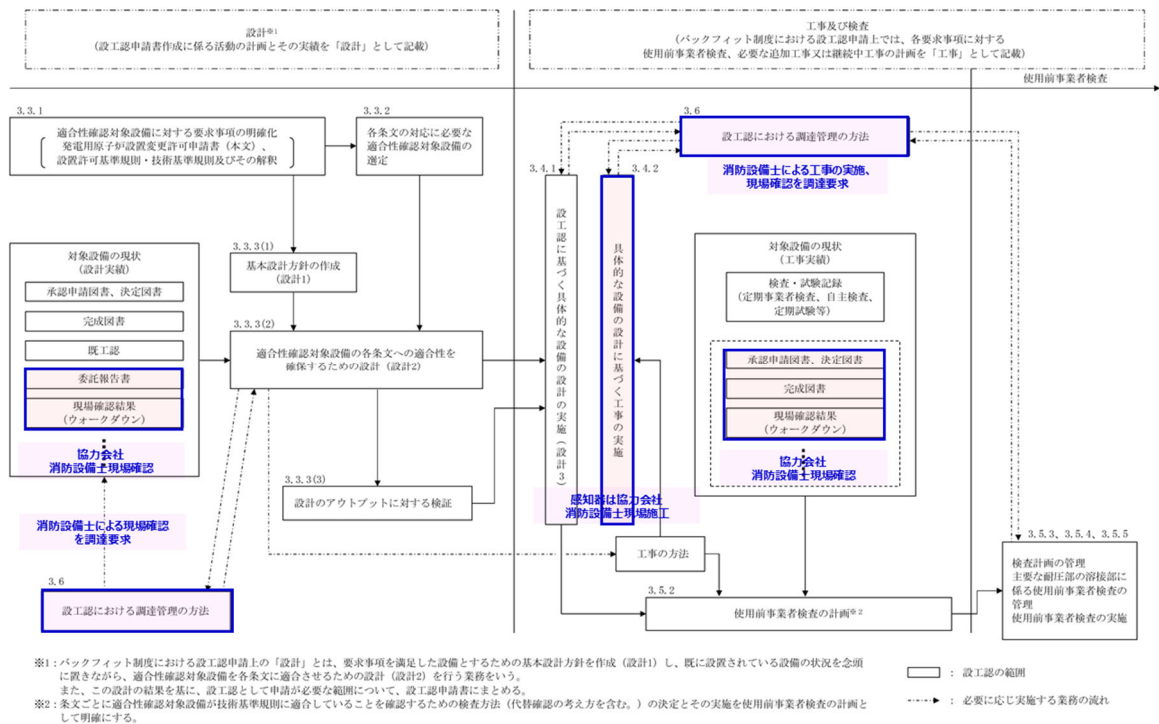
なお、第2-4-3図～第2-4-5図に消防設備士の関与に関する以下の事項を明記している。

- ・ 第2-4-3図に品質プロセスにおける3.6「設工認における調達管理の方法」の詳細において、協力会社への調達要求となる仕様書に「消防法施行規則への適合」、「消防設備士の要求」、「記録の提出」を明記している。
- ・ 第2-4-4図に品質プロセスにおける3.6.3「設工認における調達管理の方法」の詳細において、調達製品の検証として、「消防法施行規則への適合」、「消防設備士の資格」、「記録」の検証を明記し、関電が「工事实績の確認」を行うことを明記している。
- ・ 第2-4-5図に品質プロセスにおける3.7.1「文書及び記録の管理」の詳細において、使用前事業者検査のインプットとして、「完成図書」、「供給者から入手した文書・記録」が明記されている。



---▶: 協力会社での工事施工後の現場確認及び当社での工事実績確認を実施し、設工認要求事項を満足できていない場合の施工リセ入を示す。
 ※1: 吹き出し口の配置が変更された場合等については、現場に合わせた配置設計とすることとする。
 ※2: 地元消防へは2種類目の感知器についても着工届を提出する。
 ※3: 現場合わせにて設工認資料と差が出る場合には社内QMS処理等にて感知器配置図を適正化した上で検査を実施する。

第2-4-1図 設工認申請における設計、工事及び検査実施時のフロー



※1: バックフィット制度における設工認申請上の「設計」とは、要求事項を満足した設備とするための基本設計方針を作成(設計1)し、既に設置されている設備の状況を含項に置きながら、適合性確認対象設備を各条文中に適合させるための設計(設計2)を行う業務をいう。また、この設計の結果を基に、設工認として申請が必要な範囲について、設工認申請書にまとめる。
 ※2: 条文中に適合性確認対象設備が技術基準規則に適合していることを確認するための検査方法(代替確認の考え方を含む。)の決定とその実施を使用事業者検査の計画として明確にする。

第2-4-2図 品質マネジメントシステムにおける設工認申請における設計、工事及び検査 (設工認申請書本文「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」(T3-IV-5ページ)抜粋)

<p>3.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>～中略～</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、以下のa～oを記載した仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理[®]する。（「3.6.3(2) 調達製品の管理」参照）</p> <p>～中略～</p> <p>c. 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する以下の要求事項（出荷許可の方法を含む。）</p> <p>(a) 法令、基準、規格、仕様、図面、プロセス要求事項等の技術文書の引用</p> <p>(b) 当社の承認を必要とする範囲（手順、プロセス等）</p> <p>(c) 適用する法令、基準、規格等への適合性及び技術的な妥当性等を保証するために必要な要求事項</p> <p>(d) グレード分け（添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照）に応じた性能、機能、設計のインターフェイス、材料・部品、製作、据付、検査・試験、洗浄、保管、取扱い、梱包、運転上の要求事項等の要求の範囲・程度</p> <p>(e) 主要部材の品名・仕様（寸法・材質等）、数量</p> <p>(f) 部材の保存に関する要求事項</p> <p>(g) 検査・試験に関する要求事項</p> <p>(h) 特殊な装置等を取り扱う場合、装置等を安全かつ適正に使用するために必要な設備の機能・取扱方法</p> <p>(i) 設備が安全かつ適正に機能するために必要な運転操作、並びに保守及び保管における注意・考慮すべき事項</p> <p>d. 要員の適格性確認に関する要求事項</p> <p>～中略～</p> <p>j. 調達製品を当社に引き渡す場合における調達要求事項への適合の証拠となる記録の提出に関する要求事項</p> <p>～中略～</p>
--

第2-4-3図 品質プロセスにおける3.6「設工認における調達管理の方法」の詳細
 （設工認申請書「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」（T3-添5-1-33～37ページ））抜粋

<p>3.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>～中略～</p> <p>(3) 調達製品の検証</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために、グレード分けの区分、調達数量、調達内容等を考慮した調達製品の検証を行う。なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。また、調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認するために実施する検証を、以下のいずれか1つ以上の方法により実施する。</p> <p>a. 検査・試験</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、「検査・試験通達」に基づき工場又は発電所で検査・試験を実施する。</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、検査・試験のうち、当社が立会又は記録確認を行う検査・試験に関して、以下の項目のうち必要な項目を含む要領書を供給者に提出させ、それを事前に審査し、承認した上で、その要領書に基づく検査・試験を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象機器名（品名） ・検査・試験項目 ・適用法令、基準、規格 ・検査・試験装置仕様 ・検査・試験の方法、手順、記録項目 ・品質管理員における作業記録、作業実施状況、検査データの確認時期、頻度 ・準備内容及び復旧内容の整合性 ・判定基準 ・検査・試験成績書の様式 ・測定機器、試験装置の校正 ・検査員の資格 <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、設工認に基づく使用前事業者検査として必要な検査・試験を適合性確認対象設備ごとに実施又は計画し、設備のグレード分けの区分に応じて管理の程度を決めたのち、「3.5.5 使用前事業者検査の実施」に基づき実施する。</p> <p>～中略～</p> <p>c. 記録の確認</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、工事記録等調達した役務の実施状況を確認できる書類により検証を行う。</p> <p>d. 報告書の確認</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務に関する実施結果を取りまとめた報告書の内容を確認することにより検証を行う。</p> <p>e. 作業中のコミュニケーション等</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務の実施中に、適宜コミュニケーションを実施すること及び立会等を実施することにより検証を行う。</p> <p>～中略～</p>

第2-4-4図 品質プロセスにおける3.6.3「設工認における調達管理の方法」の詳細
 （設工認申請書「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」（OT3-添5-1-33～37ページ））抜粋

3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ

3.7.1 文書及び記録の管理

(1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録

「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」の第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを「原子力部門における文書・記録管理通達」に基づき管理する。

設工認に係る主な記録の品質マネジメントシステム上の位置付けを第3.7-1表に示すとともに、技術基準規則等への適合性を確保するための活動に用いる文書及び記録を第3.7-1図に示す。

(2) 供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理

設工認において供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合、当社が供給者評価等により品質マネジメントシステム体制を確認した供給者で、かつ、対象設備の設計を実施した供給者が所有する設計当時から現在に至るまでの品質が確認された設計図書を、当該設備として識別が可能な場合において、適用可能な設計図書として扱う。

この供給者が所有する設計図書は、当社の文書管理下で第3.7-1表に示す記録として管理する。

当該設備に関する設計図書がない場合で、代替可能な設計図書が存在する場合、供給者の品質マネジメントシステム体制を確認して当該設計図書の設計当時から現在に至るまでの品質を確認し、設工認に対する適合性を保証するための設計図書として用いる。

(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録

検査を担当する箇所の長は、使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合、第3.7-1表に示す記録を用いて実施する。

なお、適合性確認対象設備のうち、既に工事を着手し設工認申請（届出）時点で工事を継続している設備、並びに添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(2/2)」に示すSA可搬（購入のみ）の設備に対して記録確認検査を実施する場合は、検査に用いる文書及び記録の内容が、使用前事業者検査時の適合性確認対象設備の状態を示すものであること（型番の照合、確認できる記載内容の照合又は作成当時のプロセスが適切であること。）を確認することにより、使用前事業者検査に用いる記録として利用する。

第3.7-1表 記録の品質マネジメントシステム上の位置付け

主な記録の種類	品質マネジメントシステム上の位置付け
承認申請図書、決定図書	設備の工事中の図書であり、このうち同等等の最新版の維持が必須な図書においては、工事完了後に完成図書として管理する図書
完成図書	品質マネジメントシステム体制下で作成され、建設時から設備の改訂等に併せて最新態に管理している図書
既工認	改訂又は改訂当時の工事計画書の認可を受けた図書で、当該設工認に基づく使用前検査の合格を以って、その設備の状態を示す図書
設計記録	作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認できる記録（自社分析の記録を含む。）
委託報告書	品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通じて行われた、業務委託の結果の記録（解析結果を含む。）
供給者から入手した文書・資料	供給者を通じて入手した、供給者所有の設計図書、製作図書、検査記録、マニュアル等
製品仕様書又は仕様書確認できるカタログ等	供給者が発行した製品仕様書又は仕様書確認できるカタログ等で、設計に関する事項が確認できる図書
設備確認結果（ワークダウン）	品質マネジメントシステム体制下で確認手帳記を作成し、その手帳書に基づき現場の適合状態を確認した記録

第2-4-5図 品質プロセスにおける3.7.1「文書及び記録に管理」の詳細（設工認申請書「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」（T3-添5-1-38～40ページ））抜粋

以上

3. 消防法施行規則の設置条件と異なる感知設計に係るもの

3-1 火災区域・区画の特性に応じた感知設計について

本資料は、平成 31 年 2 月 13 日「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下、「火災防護審査基準」という。）が改正され、火災防護審査基準の改正箇所である以下の下線部の記載を適合させるために、各火災区域・区画の特性に応じた感知設計について説明する。

(火災防護審査基準 2.2.1(1) 抜粋)

(1) 火災感知設備

- ① 各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、早期に火災を感知できるよう固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等（感知器及びこれと同等の機能を有する機器をいう。以下同じ。）をそれぞれ設置すること。また、その設置に当たっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講ずること。
- ② 感知器については消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 23 条第 4 項に従い、感知器と同等の機能を有する機器については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）第 12 条から第 18 条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置すること。

3-1-1 設計方針

(1) エリア毎の火災感知器設計に関する基本方針

本申請では、火災区域又は火災区画において消防法施行規則に基づき設定される感知区域を小部屋や天井高さの違い等を考慮し、グループ化した単位を感知区画、複数の感知区画を環境条件でまとめたものをエリアと定義し、エリアごとに設計を実施する。ただし、原子炉格納容器等については感知区域をグレーチング等の配置状況を考慮して細分化した単位を感知区画、複数の感知区画を環境条件でまとめたものをエリアと定義し、エリアごとに設計を実施する。

具体的には、火災区域又は火災区画を以下のとおり、一般エリア、高天井エリア、放射線量が高い場所を含むエリア、水蒸気が多量に滞留するエリア、屋外エリア及び屋内に準ずるエリアに分類し、エリアごとに設計を実施する。

(a)一般エリア

一般エリアは、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置できるエリアである。

(b)高天井エリア

高天井エリアは、天井高さが床面から20m以上のエリアであり、以下のエリアが該当する。詳細は補足説明資料3-2、3-8及び3-12に示す。

- ・原子炉格納容器内オペレーティングフロア
- ・新燃料貯蔵庫エリア
- ・アニュラス
- ・燃料取替用水タンクエリア

(c)放射線量が高い場所を含むエリア

放射線量が高い場所を含むエリアは、保安規定及びその下部規定において区分3（1mSv/hを超える可能性のある区域）と定める場所を含むエリアであり、以下のエリアが該当する。詳細は補足説明資料3-5及び3-11に示す。

- ・原子炉格納容器ループ室
- ・加圧器室
- ・インコアモニタチェス室
- ・再生熱交換器室
- ・廃液フィルタ室
- ・ほう酸回収装置脱塩塔フィルタ室
- ・使用済樹脂スルースフィルタ室
- ・原子炉キャビティフィルタ室
- ・使用済燃料ピットスキマフィルタ室
- ・ほう酸濃縮液フィルタ室
- ・冷却材脱塩塔入口フィルタ室
- ・冷却材フィルタ室
- ・封水フィルタ室
- ・封水注入フィルタ室
- ・使用済燃料ピット脱塩塔室
- ・冷却材陽イオン脱塩塔室
- ・ほう酸回収装置混床式脱塩塔
- ・冷却材混床式脱塩塔室
- ・再生熱イオン交換器室
- ・廃棄物処理建屋の制御室エリア

- ・ B 廃棄物貯蔵庫
- ・ C 廃棄物貯蔵庫（1 F）
- ・ D 廃棄物貯蔵庫（1 F）

(d)水蒸気が多量に滞留するエリア

水蒸気が多量に滞留するエリアは、水蒸気の影響により、熱感知器以外の感知器等を設置することができないエリアであり、以下のエリアが該当する。詳細は補足説明資料 3-9 に示す。

- ・ シャワー室

(e)屋外エリア

屋外エリアは、消防法施行規則第 23 条第 4 項の適用対象ではないエリアであり、以下のエリアが該当する。詳細は補足説明資料 3-6 及び 3-7 に示す。

- ・ 空冷式非常用発電装置エリア
- ・ 海水ポンプエリア
- ・ 復水タンクエリア

(f)屋内に準ずるエリア

屋内に準ずるエリアは、消防法施行規則第 23 条第 4 項の適用対象ではない地下タンク、トンネル又はトレンチが設置されているエリアであり、以下のエリアが該当する。詳細は補足説明資料 3-3 及び 3-13 に示す。

- ・ 燃料油貯油そうエリア
- ・ 海水管トレンチ室

(2) 火災防護審査基準 2.2.1(1)①の要求事項に対する設計方針

火災防護審査基準 2.2.1(1)①の要求事項に対する対応方針として、火災感知器は、火災区域又は火災区画における環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、使用可能な感知器等を選定の上、それぞれの感知器等について誤作動を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。

感知器には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、炎が発する赤外線又は紫外線を検知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない炎感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所（10mGy/h を超える場所）で使用可能なアナログ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場

合はスポット型を示す。) 、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。

また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモカメラを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。

各火災区域又は火災区画において考慮すべき環境条件と、それを踏まえた火災感知器の選定について、第 3-1-1 表に示す。

第 3-1-1 表 火災区域又は火災区画において考慮すべき環境条件とそれを踏まえた火災感知器の選定

考慮すべき環境条件	環境条件を考慮した火災感知器の選定	
	感知器 (検定品)	検出装置
放射線の影響 (故障の観点)	<ul style="list-style-type: none"> ・アナログ式でない熱感知器 (差動分布型を含む) ・アナログ式でない防爆型の熱感知器※¹ 	<ul style="list-style-type: none"> ・空気吸引式の煙検出装置
引火性気体の滞留のおそれ (火災発生防止の観点)	<ul style="list-style-type: none"> ・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない防爆型の熱感知器※¹ 	<ul style="list-style-type: none"> ・アナログ式でない防爆型の熱検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置
風雨の影響 (故障の観点)	<ul style="list-style-type: none"> ・アナログ式の防水型の熱感知器 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防水型の炎検出装置
設備配置※ ² (感知性の観点)	<ul style="list-style-type: none"> ・アナログ式でない煙感知器 (光電分離型) 	<ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバー式熱検出装置

※¹ : アナログ式でない防爆型の熱感知器は、「放射線量が高い場所」及び「引火性気体の滞留のおそれがある場所」の両方で使用可
 ※² : 設備配置とは、広範囲の空間において監視の障害となる設備がない、ケーブルレイが長距離にわたって設置されているといった設備の配置状況のことであり、光電分離型は前者、光ファイバー式熱検出装置は後者の設備配置を考慮して選定

感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況 (温度、煙の濃度) を監視し、かつ火災現象 (急激な温度や煙の濃度上昇) を把握することができるアナログ式の感

知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件（温度（周辺設備からの影響を含む。）、煙の濃度（塵埃及び水蒸気の影響を含む。）、外光の影響）を考慮し、以下のとおり設計する。

煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器（光電分離型）及びアナログ式でない防爆型の煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けない場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。

熱感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式の防水型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱検出装置、光ファイバー式熱検出装置及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器（差動分布型）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。

炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の炎検出装置及びアナログ式でない防爆型の炎検出装置は、赤外線を検知する方式と紫外線を検知する方式のうち、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。

感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）及び環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等を選択する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。

消防法施行規則第 23 条第 4 項の適用対象ではない屋外は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。

また、消防法施行規則第 23 条第 4 項の適用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トレンチ室は感知器を消防法施行規則第 23 条第 4 項に準じて設置し、燃料油貯油そうエリアは感知器等を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。

(3) 火災防護審査基準 2.2.1(1)②の要求事項に対する設計方針

選択する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第 23 条第 4 項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び省令に定める感知性能と同等以上の方法により設置するとともに、誤作動を防止するための方策を講じる設計とする。また、感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下の i. から iii. に掲げる方法についても適用する設計とする。

- i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法
- ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの鉛直距離が 1m 以上あるときに、感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法
- iii. 空気吹出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法

ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下のイ. からニ. に該当する場所は、消防法施行規則第 23 条第 4 項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。

また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下のホ. に該当する場所は、感知器等を火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。

イ. 取付面の高さが消防法施行規則第 23 条第 4 項で規定される高さ以上の場所

取付面の高さが消防法施行規則第 23 条第 4 項で規定される高さ以上の場所は、消防法施行規則第 23 条第 4 項第 2 号に規定されている熱感知器を床面を網羅するように設置できないこと、並びに、取付面の高さが 20m 以上の場所は、消防法施行規則第 23 条第 4 項第 1 号イにより、炎感知器以外の感知器を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。

ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所

障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所は、消防法施行規則第 23 条第 4 項第 7 号の 4 ハを満足するように炎感知器を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法で設置することがで

きない場所である。

ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所

水蒸気が多量に滞留する場所は、消防法施行規則第 23 条第 4 項第 1 号のニ及びホにより、熱感知器以外の感知器等を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。

ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所

感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所は、熱感知器においては消防法施行規則第 23 条第 4 項第 3 号ロ、煙感知器においては消防法施行規則第 23 条第 4 項第 7 号ホを満足するように設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。

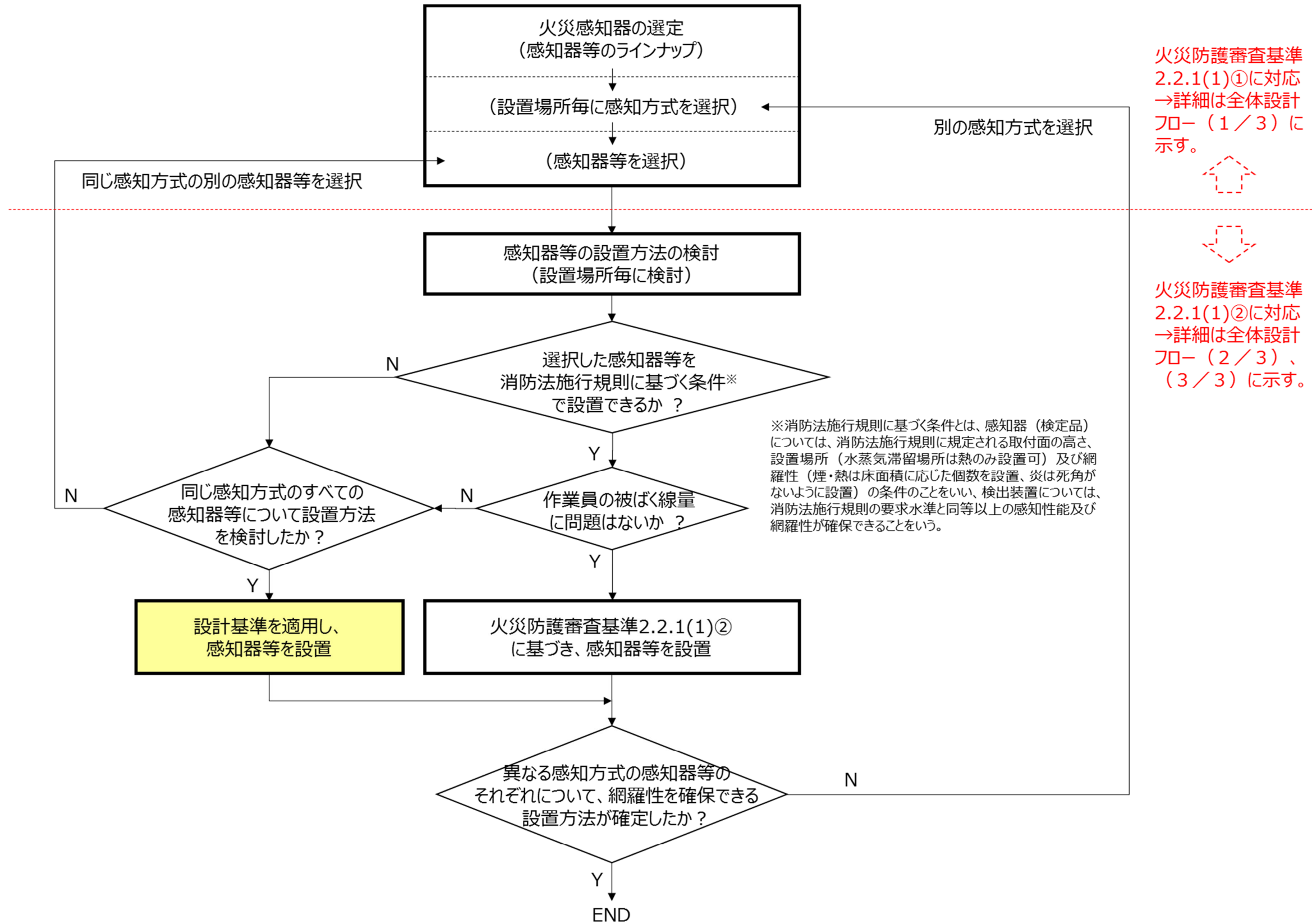
ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の 1 年間の集団線量を超過するおそれのある場所

放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の 1 年間の集団線量を超過するおそれがある場所は、感知器等を火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切でない場所である。

以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、火災防護審査基準 2.2.1(1)②に定められた方法と別の設計基準を満足できるよう感知器等を設置する設計とする。ここで、設計基準は、「感知器等を消防法施行規則第 23 条第 4 項に基づき設置した場合と同等水準で感知できるよう設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できること。」（設計基準①）とし、これができない場合は、「火災区域又は火災区画において感知器等を適切な場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できること。」（設計基準②）を適用する方針とする。

3-1-2 設計方針を踏まえた感知器設計の一連の流れについて

3-1-1 にて示した設計方針を踏まえ、各火災区域又は火災区画における火災感知器の選定から設置までの全体概要フローを第 3-1-1 図に示し、その詳細フローを第 3-1-2 図に示す。



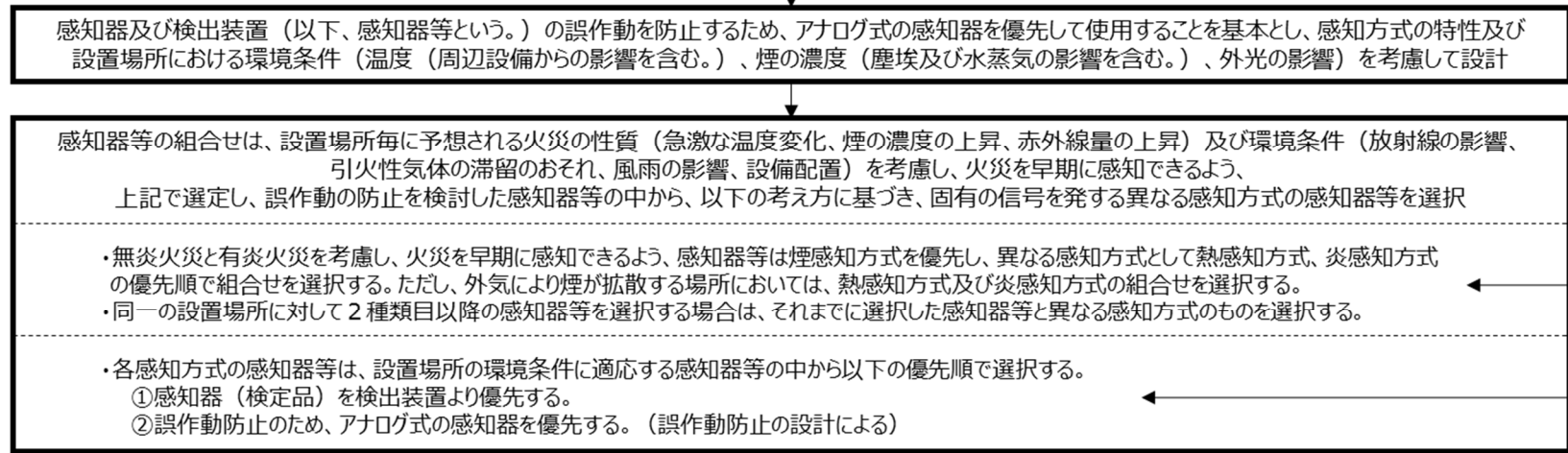
第 3-1-1 図 各火災区域又は火災区画における火災感知器の選定から設置までの全体概要フロー

環境条件を考慮した火災感知器の選定

【用語の定義】

検出装置：感知器と同等の機能を有する機器
放射線量が高い場所：10mGy/hを超える場所
煙感知器及び熱感知器について、特に注記しない場合はスポット型とする。

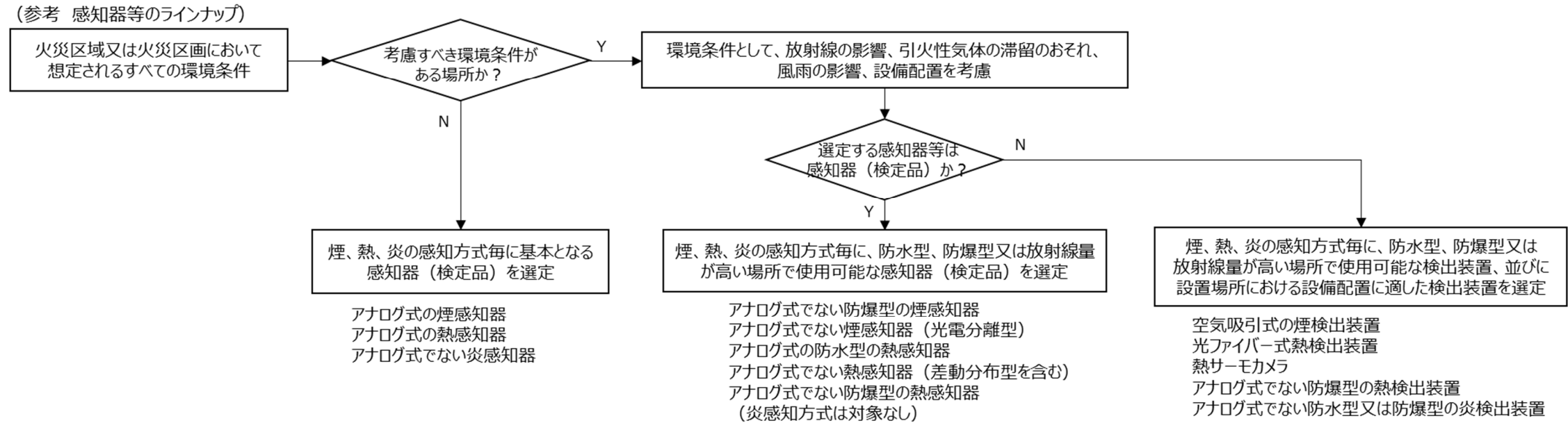
感知方式	感知器（検定品）の選定		検出装置（感知器と同等の機能を有する機器）の選定
	一般的な環境条件	考慮すべき環境条件 （放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）	
煙	アナログ式の煙感知器	アナログ式でない防爆型の煙感知器（引火性気体の滞留のおそれがある場所で使用可） アナログ式でない煙感知器（光電分離型）（監視の障害となる設備がない広範囲の空間監視に適用）	空気吸引式の煙検出装置（放射線量が高い場所で使用可）
熱	アナログ式の熱感知器	アナログ式の防水型の熱感知器（屋外の設備監視に適用） アナログ式でない熱感知器（差動分布型を含む）（放射線量が高い場所で使用可） アナログ式でない防爆型の熱感知器（放射線量が高い場所、引火性気体の滞留のおそれがある場所で使用可）	光ファイバー式熱検出装置（長距離ケーブルレイの監視に適用） 熱サーモカメラ（屋外の設備監視に適用） アナログ式でない防爆型の熱検出装置（油タンク内部の監視に適用）
炎	アナログ式でない炎感知器	-	アナログ式でない防水型の炎検出装置（屋外の設備監視に適用） アナログ式でない防爆型の炎検出装置（引火性気体の滞留のおそれがある場所で使用可）



※4（火災感知器の設置方法（1/2）（基準どおり））より

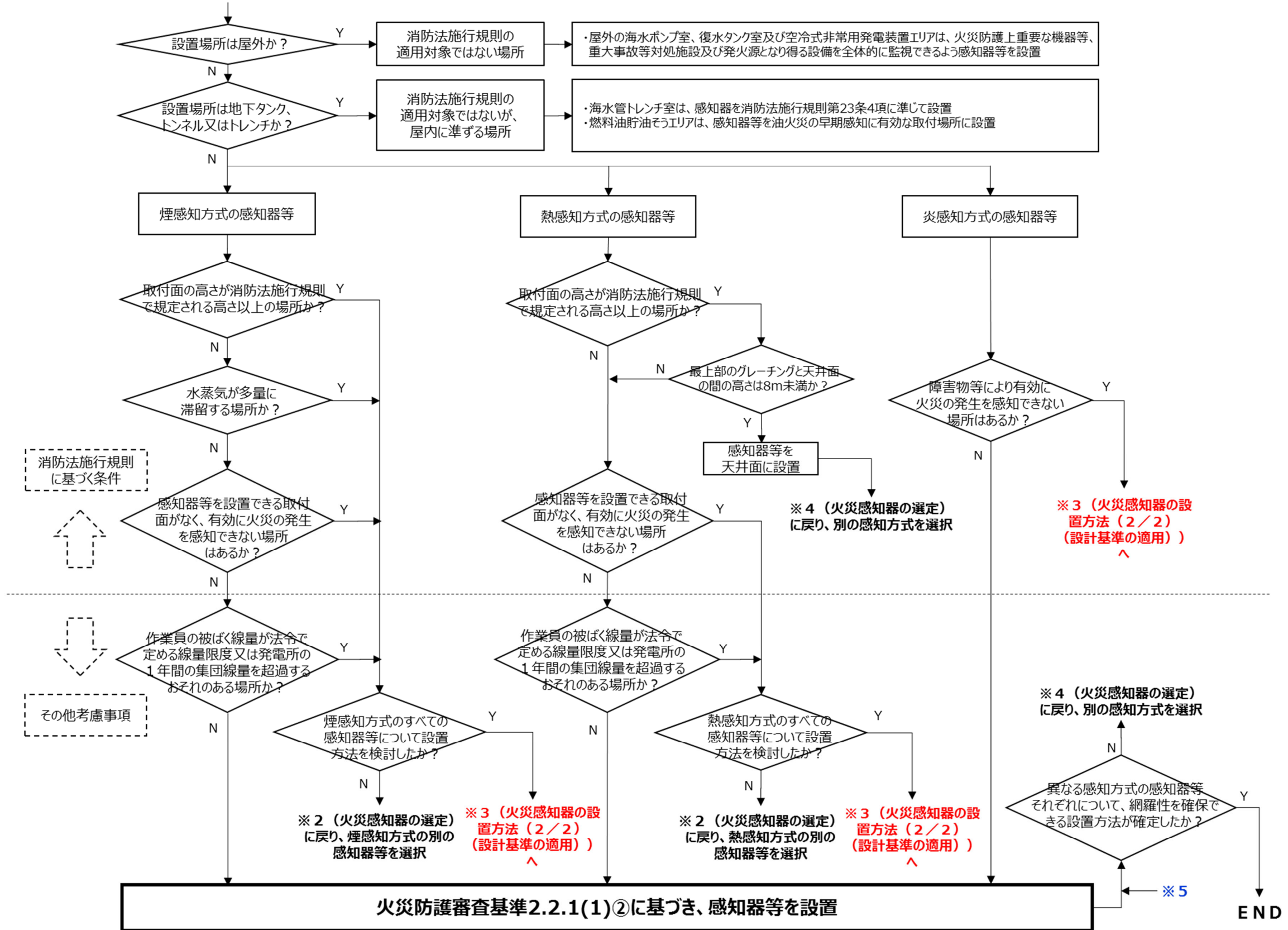
※2（火災感知器の設置方法（1/2）（基準どおり））より

※1（火災感知器の設置方法（1/2）（基準どおり））へ



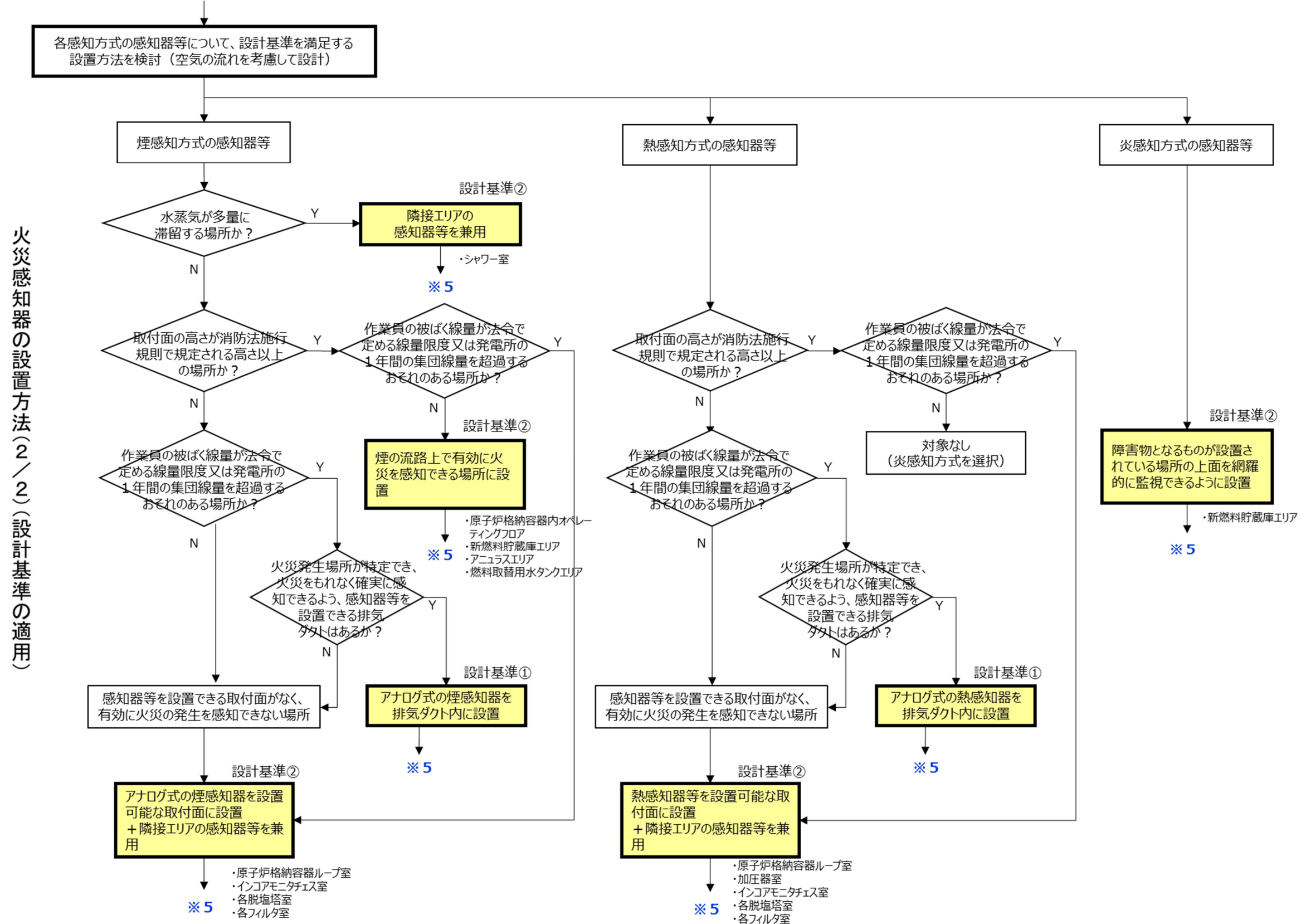
第 3-1-2 図 各火災区域又は火災区画における火災感知器の選定から設置までの詳細フロー（1/3）

※1 (火災感知器の選定より)



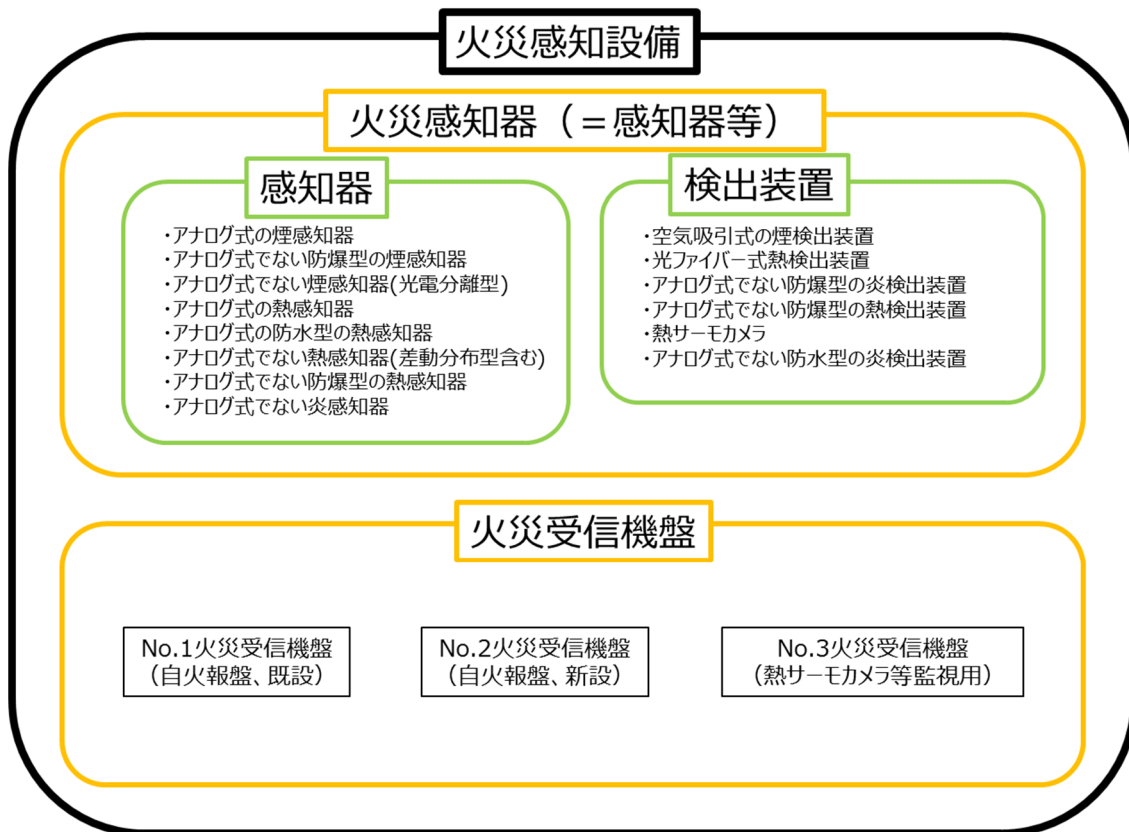
第3-1-2図 各火災区域又は火災区画における火災感知器の選定から設置までの詳細フロー (2/3)

※3 (火災感知器の設置方法(1/2)(基準どおり))より



第3-1-2図 各火災区域又は火災区画における火災感知器の選定から設置までの詳細フロー (3/3)

火災感知設備の定義について



各エリアが含まれる火災区画内の火災防護上重要な機器等、
重大事故等対処施設及び火災源

エリア名称	エリアが含まれる火災区画	エリアが含まれる火災区画内の火災防護上重要な機器等		エリアが含まれる火災区画内の重大事故等対処施設	エリアが含まれる火災区画内の火災源
		原子炉の安全停止に必要な機器等	放射性物質を貯蔵する機器等		
格納容器内オペレーティングフロア 原子炉格納容器ループ室 加圧器室 インコモニタチェス室		3A,B,C加圧器送がし弁 3A,B加圧器スレイ弁 3A1 A2,B1,B2加圧器後備ヒータ 3A,B,C加圧器送がし弁元弁 3加圧器補助スレイ弁 再生熱交換機 3Bループ死てん水止め弁 3B余熱除去ポンプBループ側入口第1隔離弁 3A余熱除去ポンプCループ側入口第1隔離弁 3A余熱除去ポンプCループ側入口第2隔離弁 3B余熱除去ポンプBループ側入口第2隔離弁 3加圧器水位伝送器(1)(2)(3)(4)(冷態用) 3A,B,C蒸気発生器広域水位伝送器 3A,B,Cループ1次冷却材高温側温度(広域)(1) 3A,B,Cループ1次冷却材高温側温度(広域)(2) 3A,B,Cループ1次冷却材高温側狭域温度 NG1中性子源領域中性子束検出器 NG2中性子源領域中性子束検出器 1次冷却材圧力(Bループ)伝送器(2) 1次冷却材圧力(Cループ)伝送器(3) 3A,B,C蒸気発生器排水水位伝送器(1) 3A,B,C蒸気発生器排水水位伝送器(2) 3A,B,C蒸気発生器排水水位伝送器(3) 3A,B,C蒸気発生器排水水位伝送器(4) 3加圧器圧力伝送器(1)(2)(3)(4) 3A,B,Cループ1次冷却材流量伝送器(1) 3A,B,Cループ1次冷却材流量伝送器(2) 3A,B,Cループ1次冷却材流量伝送器(3) 3A,B,Cループ1次冷却材流量伝送器(4)	格納容器サンプ 格納容器冷却材レンダク	格納容器再循環サンプ広域水位 格納容器再循環サンプ狭域水位 格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプクリーン 原子炉下部キャビティ水位 原子炉格納容器水蒸気燃焼装置 原子炉格納容器水蒸気燃焼装置温度監視装置 1次冷却材圧力 1次冷却材高温側温度(広域) 1次冷却材低温側温度(広域) 加圧器水位 蒸気発生器広域水位 格納容器再循環ユニット 原子炉格納容器水位 静的触媒式水蒸気再結合装置 静的触媒式水蒸気再結合装置温度監視装置 格納容器内温度 格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ) 格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ) 加圧器送がし弁 原子炉水位 蒸気発生器蒸気圧力 蒸気発生器狭域水位 蒸気発生器 中性子源領域中性子束中間領域中性子束出力領域中性子束加圧器 蓄圧タンク 蓄圧タンク出口弁 1次冷却材ポンプ 加圧器安全弁 原子炉容器 制御棒クラスタ 再生熱交換器	3A~3C1次冷却材ポンプ 3A,3B格納容器冷却材ドレンポンプ ICIS真空ポンプ 3A~3D炉内中性子束監視装置 駆動装置 ケーブル(高圧A・B・N、制御A・B・N、計装N) 電気盤
新燃料貯蔵庫エリア		-	使用済燃料ピット 新燃料貯蔵庫	使用済燃料ピット 使用済燃料ピット水位(広域) 使用済燃料ピットエリア監視カメラ 使用済燃料ピット温度(AM用)	ケーブル(制御N) 電気盤
シャワー室		-	-	-	-
アニュラスエリア		(安全系ケーブルあり)	-	-	電気ベネ(高圧A・B・N、低圧A・B・N、制御A・B・N、計装A・B・N) ケーブル(低圧A・B・N、制御A・B・N、計装A・B・N)
燃料取替用水タンクエリア		燃料取替用水タンク 3燃料取替用水タンク水位(1)(2)(3)(4)	-	燃料取替用水タンク 3燃料取替用水タンク水位	-
各フィルタ室 各脱塩塔室		3体種制御タンク出口第1止め弁 3体種制御タンク出口第2止め弁 3死てん/高圧注入ポンプ入口ベント第1隔離弁 3死てん/高圧注入ポンプ入口ベント第2隔離弁	-	-	ケーブル(制御N、計装N)
海水ポンプエリア		A,B,C海水ポンプ A,B1,B2,C海水ポンプ現場盤	-	海水ポンプ 海水ポンプ室 海水ストレーナ	A,B,C海水ポンプ ケーブル(高圧A・B、低圧A・B・N、制御A・B・N、計装N)
空冷式非常用発電装置エリア		-	-	空冷式非常用発電装置	-
復水タンクエリア		復水タンク 3タービン動補助給水ポンプ復水タンク側入口弁 3電動補助給水ポンプ復水タンク側入口弁	-	復水タンク水位 復水タンク	-
燃料油貯油そうエリア		A,B燃料油貯油そう C,D燃料油貯油そう	-	燃料油貯油そう 燃料油貯油そう	-
海水管トレンチ室		-	-	-	-
使用済樹脂タンクエリア		-	使用済樹脂タンク	-	-
使用済樹脂貯蔵タンクエリア		-	A,B,C,D,E使用済樹脂貯蔵タンク	-	-

※代表して高浜3号機を示す。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

3-2 原子炉格納容器の火災感知器設計について

本資料は、原子炉格納容器に設置する火災感知器（以下、感知器等という。）の設計について説明する。

火災防護審査基準における火災区域、区画の設定において、高浜3号機及び高浜4号機の原子炉格納容器はそれぞれ1つの火災区画として設定している。

今回、原子炉格納容器の感知器等の設計にあたっては、原子炉格納容器内の環境条件を考慮し、この火災区画を分割し、エリア毎に設計する。

3-2-1 原子炉格納容器内のエリア、フロアの概要

原子炉格納容器は、その容器内に原子炉容器、加圧器、蒸気発生器、冷却材ポンプ及びそれらを接続する配管等の機器を収納している。原子炉格納容器内の環境条件を考慮すると、第3-2-1図に示す原子炉格納容器の概略図のとおり、3つのエリアに分類することができる。

①一般エリア

原子炉格納容器内のうち下階層の周回通路沿いのエリア

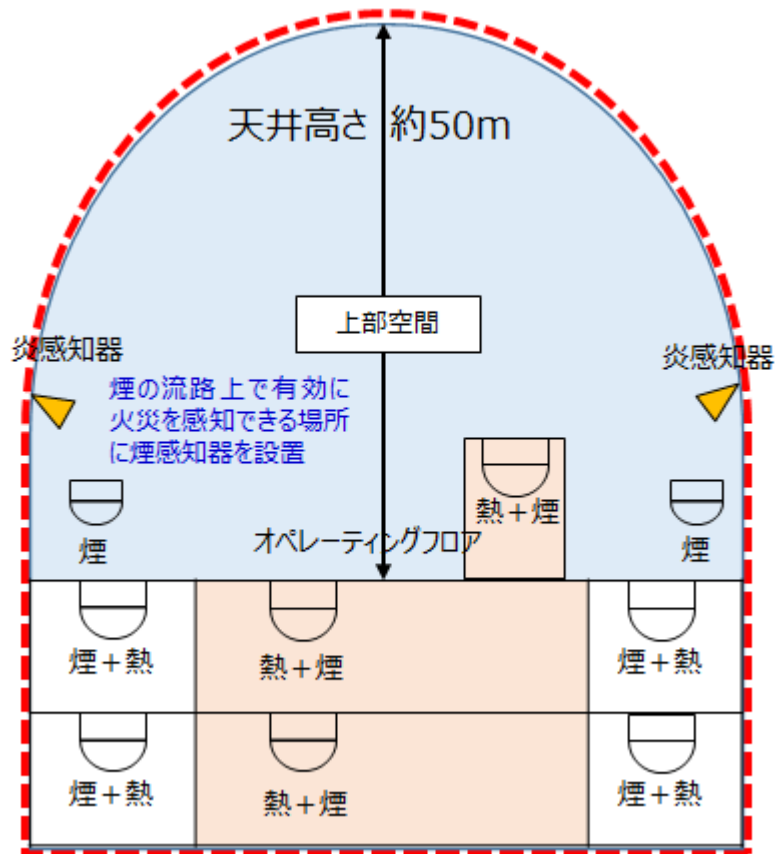
②放射線量が高い場所を含むエリア

運転中において線量当量率が最も高い区分3のエリア（原子炉格納容器ループ室、加圧器室、抽出水再生クーラ室、インコアモニタチェス室）

③高天井エリア

原子炉格納容器内最上部でオペレーティングフロアから上部（キャビティを含む。）で、天井高さが床面から20m以上のエリア

- : 一般エリア
- : 放射線量が高い場所を含むエリア
- : 高天井エリア
- : 火災区画



第 3-2-1 図 原子炉格納容器の概略図